

婦人労働調査資料 第9号

派出看護婦の實情

— 派出看護婦労働実態調査報告 —

労働省婦人少年局婦人労働課

労働省婦人少年局

派 出 看 護 婦 の 実 情

— 派出看護婦労働実態調査報告 —

は し が き

派出看護婦は婦人の適職であります、労働基準法による保護の枠外にありますし、又家事使用人としての特性等から起る種々の問題があります。

労働省婦人少年局としては、その保護対策をはかるための、基礎資料を得るため、実態調査を行つたのであります。本書はその結果をのせたのでありますが、賃金、療養保障、長期勤務の場合の休日或はまた紹介業務等々派出看護婦側、及び求人側の希望は、派出看護婦問題に関心をもつ人々に、大きな示唆を与えることを信じ、この書を公にします。

尙この調査に際し、各調査縣に於ける、公共職業安定所、その他御協力いただいた各位に、厚く御礼申し上げます。

1952 年 3 月 労働省婦人少年局長 藤 田 た き

派出看護婦労働実態調査結果概要

第 1 部 調査の概要	7頁
1. 調査の目的	7
2. 調査の対象	7
3. 調査の範囲	7
(1) 地域及び対象数 (2) 抽出方法	
4. 調査の方法	8
5. 結果の概要	8
(1) 派出看護婦紹介機関	8
(1) 派出看護婦の派遣	8
(2) 宿 舎	9
(3) 自 治 組 織	9
(2) 派出看護婦	9
(1) 派 遣 先	9
(2) 特 性	9
(3) 労 働 条 件	10
(3) 求 人	11
(4) 派出看護婦及び求人側の希望意見	11
第 2 部 派出看護婦紹介機関についての調査結果の概要	13
1. 登 録 者 数	13
2. 各紹介機関における紹介状況	13
(1) 派出看護婦紹介担当者	13
(2) 受 付 手 段	13
(3) 受 付 経 路	13
(4) 紹 介 方 法	13
(5) 夜間日曜等における紹介担当者	14
(6) 求人開拓方法	14
3. 労 働 条 件	14
(1) 一カ月平均稼働日数	14
(2) 一カ月平均給与	14
(3) 給与受領方法	15
4. 宿 舎	15
(1) 寄宿舍, 自宅別, 派出看護婦数	15

(2) 安定所委託寮前経営形態	15頁
(3) 安定所委託寮現経営者	15
(4) 宿 舎 の 畳 数	16
(5) 居 住 者 数	17
(6) 居住者の種類	17
(7) 委託寮派出看護婦移動状況	17
(8) 一カ月宿舍費	18
(9) 賄付の有無	18
(10) 宿舍種類別自治組織の有無	19
5. 手数料その他	19
(1) 入 会 金	19
(2) 保 証 金	19
(3) 義 務 期 間	19
(4) 私営紹介所手数料	19
第 3 部 派出看護婦についての個人別質問調査結果の概要	21
1. 派出看護婦の派遣先	21
2. 派出看護婦の特性	21
(1) 派出看護婦が資格をとつた方法	21
(2) 派看護婦の経験年数	22
(3) 派出看護婦の年齢	23
(4) 派出看護婦の学歴	25
(5) 派出看護婦の配偶関係	25
(6) 派出看護婦家計支持の状況	25
(7) 派出看護婦の子女の数	26
(8) 16才未満の子女及び不具の子の数	26
(9) 派出看護婦の寄宿舍及び自宅居住者数	26
(10) 義務期間の有無について	27
(11) 労働組合その他の団体への加入状況	27
3. 派出看護婦の労働条件	29
(1) 派出看護婦の稼働日数	29
(2) 派出看護婦の労働時間	31
(イ) 労 働 時 間	31
(ロ) 夜 間 勤 務	32
(ハ) 睡 眠 時 間	32
(ニ) 起床時刻及び就寝時刻	33

(ホ) 休 日	34頁
4. 派出看護婦の給与	34
(1) 給 与	34
(イ) 現 金 給 与	35
(ロ) 所定給与以外の現金給与	36
(ハ) 給与された品物の種類	38
(ニ) 食 事 給 与	38
(ホ) 給与受領方法と受領期日	39
5. その他の労働条件	39
(1) 受持患者数	39
(2) 仕事の種類	40
(3) 患者の主なる病名	41
(4) 療 養 保 障	41
(5) 紹介機関における派遣方法	43
(6) 寄宿舍における食事の状況	43
6. 派出看護婦の希望又は意見	43
第 4 部 求人側（病院、家庭）についての個人別質問調査の結果概要	46
1. “派出看護婦の申込はどこへしましたか、”に対する回答	46
2. “夜間又は日曜、休日の場合はどこへ申込みますか、”に対する回答	46
3. “規定の給与以外のものを与えますか、”に対する回答	46
4. “どの紹介機関がよいと思いますか、”に対する回答	47
5. “どの紹介機関の派出看護婦がよかつたと思いますか、”に対する回答	47
6. 求人側の希望又は意見	48

統計表目次

第 1 表	調査地別調査紹介機関別登録者数	13頁
第 2 表	紹介機関別派出看護婦紹介担当者状況	13
第 3 表	紹介機関別受付手段別紹介機関数	13
第 4 表	紹介機関別受付経路別紹介機関数	14
第 5 表	紹介機関別紹介方法別紹介機関数	14
第 6 表	夜間日曜等における紹介担当者別安定所数	14
第 7 表	紹介機関別求人開拓方法別紹介機関数	14
第 8 表	調査各紹介機関別登録派出看護婦一カ月平均稼働日数	14
第 9 表	調査各紹介機関別登録派出看護婦一カ月平均給与	15
第 10 表	給与受領方法別私営紹介機関数	15
第 11 表	紹介機関別寄宿舍、自宅別派出看護婦数	15
第 12 表	安定所委託寮前経営形態	15
第 13 表	安定所委託寮男女別現経営者数	16
第 14 表	安定所委託寮年令別現経営者数	16
第 15 表	安定所委託寮前歴別現経営者数	16
第 16 表	安定所委託寮看護婦の資格の有無別現経営者数	16
第 17 表	安定所委託寮看護婦の経験の有無別現経営者数	16
第 18 表	宿泊派出看護婦一人当り畳数別委託寮私営紹介機関宿舎数	17
第 19 表	残留派出看護婦一人当り畳数別委託寮私営紹介機関宿舎数	17
第 20 表	居住者数別委託寮私営紹介機関宿舎数	17
第 21 表	居住者の種類別委託寮私営紹介機関宿舎別居住者数	18
第 22 表	委託寮宿泊派出看護婦移動状況	18
第 23 表	調査地別宿舎種類別一カ月宿舎費	18
第 24 表	宿舎種類別賄付の有無	18
第 25 表	宿舎種類別自治組織の有無	19
第 26 表	入会金額別私営紹介機関数	19
第 27 表	私営紹介機関別手数料	20
A. 受付手数料		
B. 紹介手数料		
第 28 表	紹介機関別派遣先別派出看護婦数	21
第 29 表	紹介機関別資格別派出看護婦数	21
第 30 表	紹介機関別経験年数別派出看護婦数及び平均経験年数	22

第 31 表	紹介機関別、年令階級別、派出看護婦数及び平均年令	24頁
第 32 表	紹介機関別、学歴別、派出看護婦数	25
第 33 表	紹介機関別、配偶関係別、派出看護婦数	25
第 34 表	紹介機関別、家計の支持者別、派出看護婦数	26
第 35 表	紹介機関別、子女を有する派出看護婦数	27
第 36 表	16才未満の子女及び不具の子女を有する派出看護婦数	27
第 37 表	紹介機関別寄宿舍、自宅別、派出看護婦数	27
第 38 表	義務期間の有無についての回答数	28
第 39 表	調査地別、紹介機関別、上級団体加入状況別、派出看護婦数	28
第 40 表	紹介機関別、各月別、平均稼働日数	30
第 41 表	紹介機関別、月別、稼働日数別、派出看護婦数及び平均稼働日数	31
第 42 表	派遣先別、一日平均労務時間別、派出看護婦数	31
第 43 表	派遣先別、夜間勤務の有無別、派出看護婦数	32
第 44 表	派遣先別、夜間勤務中交替の有無別、派出看護婦数	32
第 45 表	派遣先別、一日平均睡眠時間別、派出看護婦数	33
第 46 表	派遣先別、起床時刻別、派出看護婦数	34
第 47 表	派遣先別、就寝時刻別、派出看護婦数	34
第 48 表	派遣先別、休日の有無別、派出看護婦数	34
第 49 表	紹介機関別、一人当り現金給与月額別、派出看護婦数及び平均給与月額	35
第 50 表	紹介機関別、各月別平均給与月額	36
第 51 表	紹介機関別、一人当り現金給与日額別、派出看護婦数及び平均給与日額	36
第 52 表	紹介機関別、各月別平均給与日額	37
第 53 表	派遣先別、月別、所定給与以外の給与の有無別、派出看護婦数	37
第 54 表	派遣先別、月別、所定給与以外の現金給与月額別、 派出看護婦数及び平均所定給与外月額	38
第 55 表	派遣先別、月別、給与された品物の種類別、派出看護婦数	38
第 56 表	派遣先別、食事付の有無別、派出看護婦数	38
第 57 表	派遣先別、食事給与額別、派出看護婦数及び平均食事給与額	39
第 58 表	派遣先別、賃金受領方法別、派出看護婦数	39
第 59 表	派遣先別、賃金受領期日の有無別、派出看護婦数	40
第 60 表	受持患者数別、紹介機関別、派遣先別、派出看護婦数	40
第 61 表	派遣先別、仕事の種類別、比率	41
第 62 表	紹介機関別、療養保障措置別、派出看護婦数	42
第 63 表	紹介機関別、派遣方法別、派出看護婦数	42
第 64 表	紹介機関別、寄宿舍、賄付自炊別、派出看護婦数	44

第 65 表	紹介機関別、「常用看護婦と派出看護婦とどちらがよいと思いますか」について	44頁
第 66 表	「派出看護婦の申込はどこへしましたか」に対する回答数	46
第 67 表	「夜間又は日曜、休日の場合はどこへ申込みますか」に対する回答数	46
第 68 表	「規定の給与以外のものを与えますか」に対する回答数	46
第 69 表	「どの紹介機関がよいと思いますか」に対する回答数	47
第 70 表	「どの紹介機関の派出看護婦がよかつたと思いますか」に対する回答数	48

統計 圖 表

第 1 図	派出看護婦の経験年数別、累積分布図	23頁
第 2 図	紹介機関別、経験年数別、分布図	23
第 3 図	派出看護婦の年令別、累積分布図	24
第 4 図	紹介機関別、配偶関係状況	26
第 5 図	稼働日数20日以上、各月別比較	29
第 6 図	月別、稼働日数別分布図	30
第 7 図	派遣先別、一日平均労働時間別分布図	32
第 8 図	派遣先別、一日平均、睡眠時間別分布図	33
第 9 図	派出看護婦の一人当り現金給与月額別、累積分布図	35
第 10 図	受持患者数の派遣先別比較	41
第 11 図	紹介機関別派遣方法の比較	43

附 録

I	統計表
II	調査票

派出看護婦労働実態調査結果概要

第 1 部 調 査 の 概 要

目 的

従来看護婦会によつて行われていた看護婦派出の事業は昭和 22 年 12 月 1 日職業安定法の施行に伴い禁止され、主として公共職業安定所及び労務大臣の許可を受けた有料職業紹介事業によつて看護婦の紹介業務が行われている。然し、その紹介が円滑に行われているとは言えないようであり、且つ派出看護婦は労務基準法の保護の枠外にあり、派出看護業務の特殊性により、その労働条件は一般的に悪いことが予想される。この調査はこれらの実態を明かにし、派出看護婦保護政策推進の基礎資料とするために行つたものである。

2. 対 象

- (1) 公共職業安定所（以下安定所と略す）
- (2) 同 委託宿舍（以下委託寮と略す）
- (3) 私営職業紹介事業（以下私営紹介所と略す）
- (4) 労務大臣の許可を受けて労働者供給事業を行う労働組合（以下労働組合と略す）
- (5) 派出看護婦
- (6) 派出看護婦求人者

3. 範 圍

- (1) 地域及び対象数

(A) 紹介機関々係調査数
1951年5月 婦人少年局調

紹介機関別 地域別	総数	安定所	委託寮	私営 紹介所	労働 組合
総 数	48	13	10	24	1
群 馬	3	2	—	1	—
千 葉	7	1	2	4	—
東 京	10	2	4	4	—
愛 知	4	2	—	1	1
三 重	3	—	—	3	—
京 都	6	2	—	4	—
大 阪	5	1	—	4	—
兵 庫	3	1	—	2	—
愛 媛	1	—	—	1	—
福 岡	6	2	4	—	—

(B) 回答派出看護婦数
1951年5月 婦人少年局調

紹介機関別 地域別	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合	無記入
総 数	632	317	251	43	21
群 馬	17	7	8	—	2
千 葉	43	14	28	—	1
東 京	254	206	35	—	13
愛 知	64	11	10	43	—
三 重	26	—	25	—	1
京 都	30	1	29	—	—
大 阪	100	6	94	—	—
兵 庫	32	12	18	—	2
愛 媛	4	—	4	—	—
福 岡	62	60	—	—	2

(C) 回答求人数者
1951年5月 婦人少年局調

派出先別 地域別	総数	病院	家庭	不明 又は 無記入
総数	567	471	51	45
群馬	6	5	—	1
千葉	45	33	7	5
東京	234	191	14	29
愛知	63	54	9	—
三重	18	15	3	—
京都	13	8	4	1
大阪	92	80	9	3
兵庫	31	27	2	2
愛媛	60	55	3	2
福岡	5	3	—	2

(イ)、(ハ)、及び(ニ)に登録している派出看護婦で調査時に病院及び家庭に派遣されているものの全数。

(ハ) 求人側

(ホ) の派遣先である病院及び家庭における求人者全数。

4. 調査方法

- (1) 安定所、同委託寮及び私営紹介所労働組合については訪問調査(自計)を行つた。
- (2) 派出看護婦については調査時において、病院及び家庭に派遣されていたものについて、調査票を配布(他計)し回収した。
- (3) 求人側については病院及び家庭における求人者に(2)の場合と同様調査票を配布(他計)し回収した。

5. 結果の概要

(1) 派出看護婦紹介機関

(1) 派出看護婦の派遣

派出看護婦は入院患者或は家庭における患者の求に応じその看護の任に就くものであるが、その派遣については、上記調査目的においてふれた様に、従来主として行われていた看護婦会による派出の事業は、職業安定法施行に伴い禁止され、現在は安定所の紹介、私営紹介所による有料紹介及び労働組合による労働者供給事業の三形態によつて行われている。これら三種の派遣方法には、それぞれ利害得失を有するが、以下調査結果に現れたその概要を見ることにする。

(イ) 求人申込は各機関を通じて電話による場合が圧倒的に多く、又病院の職員等に依頼し、或は安所の委託宿舎を通じて行う場合が多い。

(2) 抽出方法

(イ) 安定所各縣2.

派出看護婦登録者数の多いものにつき、大都市の安定所1.中都市の安定所1を選定した。

(ロ) 委託寮各縣4.

イ、によつて選定した安定所の委託せる委託宿舎のうちから宿泊派出看護婦の多いものにつき大都市2. 中都市2.を選定した。(これに満たない場合にはその数)

(ハ) 私営紹介所各縣2.

派出看護婦登録者数の最も多いものから、大都市の私営紹介所2.中都市の私営紹介所2.を選定した。(これに満たない場合にはその数)

(ニ) 労働組合1.

(ホ) 派出看護婦

(ロ) 紹介担当者

安定所においては他の紹介業務と兼任している者が多いが、私営紹介所及び労働組合においては専任者が多い。又安定所においては看護婦の資格、或は経験を有するものが少いのに対し、私営紹介所においてはかかる者がかなり多い。

(ハ) 紹介方法

各紹介機関を通じて輪番制によるものが最も多いが、夜間日曜等通常の勤務時間外における紹介業務は安定所においては、宿直又は日直によつて行われているのに反し、私営紹介所は担当者がこれに当るのが普通である。

(2) 宿 舎

(イ) 安定所安託寮は従来看護婦会の宿舎であつたものが大部分を占め、経営者は元看護婦会々長であつたものが多く且つ女子が多い。

(ロ) 各機関の宿舎を通じ在籍者一人当りの畳数は委託寮では0.9畳以下のものが最も多く2畳以上のものはない私営紹介所では0.9畳以下又は1~1.9畳のものが多く2畳以上のものも相当ある労働組合においては1~1.9畳である。派遣された派出看護婦は派遣先に宿泊するのが通例であり、残留者一人当りの広さは必ずしも狭いとは云えない。

(ハ) 宿舎当り居住者数は安定所委託寮の方が多し。委託寮は30人~39人のものが最も多く私営紹介所は1人~9人のものが最も多い。

(ニ) 一月宿舎費は安定所委託寮私営紹介所宿舎の間に著しい差は見られない。委託寮は最低400円最高750円、私営紹介所は最低100円最高750円である。徴集については定額のものゝと稼働日数により差額をつけるもの及び全収入の1割とするものがある。

(3) 自治組織

派出看護婦は各地に分散派遣される関係上、一緒に集る機会少く、自治組織は極めて少い。

(2) 派出看護婦

(1) 派遣先

病院の入院患者の求に応じ派遣された看護婦は87%で家庭に於ける患者の求に応じ派遣されたものは13%で病院の方が遙かに多い。(以下派遣先は略して病院及び家庭とする)

(2) 派出看護婦の特性

(イ) 取得資格

病院看護婦に比べて派出看護婦の方が取得資格は概して低い。

(ロ) 経験年数

5年以上10年未満が35.2%、10年以上が43%で病院看護婦に比し長い。

(ハ) 年 令

25才以上50才までの年齢階級が75%も占めていて平均年齢は37才で病院看護婦に比し著しく高い。

(ニ) 配偶関係

未婚者は半数を占めており、有配偶者はわずか9%で死別、離別が41%で著しく多い。

(ホ) 子 女 の 数

子女を有するものは33%あり、その中16才未満の子女を有するものは約半数以上である。

(3) 労 働 条 件

(イ) 稼 働 日 数

調査期日の前月にあたる4月における平均稼働日数は24.4日でこれを一般産業の女子との比較をしてみると大体においてあまり大きい差はみとめられない。紹介機関別にみると安定所と私営紹介所は大体同じであるが労組組合が幾分高い。

(ロ) 労 働 時 間

派出看護婦は急患又は重症患者、長期療養患者等を看護する 경우가多く、且つ住込みであるため勤務時間が長く、1日平均13.9時間となつてゐる。このような長時間勤務は夜間勤務が相当多いことゝ、拘束時間と勤務時間とが区別されないところに原因があると思われる。

(ハ) 夜 間 勤 務

夜間勤務をしているものは60%あり、病院より家庭の方が多い。なお夜間勤務中交替しないものは78%でその大部分を占めている。

(ニ) 睡 眠 時 間

平均睡眠時間は7.3時間となつてゐるが、最低睡眠時間4時間未満のものが2.4%みられその大部分は派遣先が家庭である。なお最高睡眠時間8時間以上についてみると反対に家庭の方が少い。

(ホ) 起床、時刻と就寝時刻

起床、時刻については午前6時から、6時30分が最も多く、就寝時刻は午後10時から11時が最も多い。12時以後の就寝については家庭の方が多い。

(ヘ) 休 日

休日の有無は派出看護婦と求人側とのとりきめによるもので、休日のないものが大部分で(92.7%)ある。休日ありと答えたものの中派出期間中休日1日というのが最も多く、病院より家庭の方が多い。

(ト) 一ヶ月平均月収(所定、所定外給与)

派出看護婦の給与は概ね同業者間においてとりきめられている協定派出料金にもとづいて算定されている。また食費は多く派遣先の負担となつて居り、食事のつかない場合は食費として現金が給与される。約80%は食事つきである。1人当り一ヶ月平均月収についてみると調査期日の前月にあたる4月は6,125円となつてゐる。紹介機関別にみると労組組合が高く、次に私営紹介所、安定所の順位となつてゐるが安定所と私営紹介所のひらきはさして大きくない。

(チ) 所定給与以外の給与

調査期日の前月にあたる4月においては所定給与外の現金給与の無いものが80%で有るものは19%となつていてこれを病院と家庭にわけると家庭の方がやや多い。しかし所定外における

現金給与の平均額においては病院の方が高くなつてゐる。

調査期日の前月にあたる4月の所定給与外給与の平均額は1,085円となつてゐる。なお実物給与は衣類、履物、小間物類であるが見積価格の換算は判明しなかつた。

(リ) 仕 事 の 種 類

派出看護婦の行う仕事を派遣先別にみると、病院と家庭においては大差はないが、病院は家庭にくらべると使用者のお使に従事するものが多いのに対して、家庭に派遣されたものは使用者の家事に従事するものの割合が幾分高い。

(ヌ) 医 療 保 障

勤務中の場合と勤務外の場合とを紹介機関別にみると勤務中の場合においては私営紹介所並に労組組合登録者は殆んど本人負担となつてゐるが安定所登録者は本人負担が大体半数で、特別健康保険組合の負担において行われるものが37.8%であつた。

勤務外の場合も私営紹介所及び労組組合登録者は殆んど本人負担であるが安定所においては特別健康保険組合の負担によるものが34.8%を占めている。

(3) 求 人

(イ) 求 人 申 込 先

安定所委託寮への申込が最も多く、私営紹介所、労組組合、安定所窓口の順になつてゐる。

(ロ) 夜間又は日曜休日の場合の求人申込先

(イ)の場合と同様、安定所委託寮への申込が最も多く、私営、労組、安定所窓口の順になつてゐる。

(4) 派出看護婦及び求人側の希望意見

(イ) 派出看護婦の希望意見のうち多かつたもの

1. 療養保障制度の確立。
2. 労働時間の制限。
3. 家事雑役に使用しないこと。(業務内容の規正)
4. 休日、休憩時間を与えること。(長期勤務の場合は休日を定めること)
5. 夜間勤務中の交替
6. 健保労災患者の場合手続上給与支払が遅れて困ることに対する措置。
7. 技術向上のための再教育。
8. 自主的な横の組織結成。

(ロ) 求人側の希望意見のうち多かつたもの

1. 安定所の紹介業務手続の簡易化。
2. 日曜休日における安定所の紹介斡旋の能率化。
3. 安定所委託寮に対する信頼感。
4. 私営紹介所は手数料を支払うので患者の負担が増加するが夜間休日でも間に合う便宜があること。

5. 病症に適した人の派遣をのぞむ。
6. 派出看護婦の技術向上。
7. 白衣の看護服の着用をのぞむ。
8. 家政婦との区別を明確にすること。

第2部 派出看護婦紹介機関についての調査結果の概要

1. 登録者数

各調査紹介機関に登録している派出看護婦の数は総数 2,155人、安定所 1,172人、私営紹介所 902人、労組 81人である。これを各紹介機関1ヶ所平均の登録人員によつて見ると安定所 90.2人、私営紹介所 37.6人、労組 81人となる。(第1表参照)

第1表 調査地別調査紹介機関別登録者数
1951年5月 婦人少年局調

種別	紹介機関別	総数	安定所	私営紹介所	労組	勤合
登録者数		2,155	1,172	902	81	
紹介機関別登録者数		56.7	90.2	37.6	81	

私営紹介所では専任者が遙かに多く労組では全部専任である。(第2表(A))

第2表 紹介機関別派出看護婦紹介担当者状況
(A)
1951年5月 婦人少年局調

種別	紹介機関別	総数	安定所	私営紹介所	労組	勤合
総数		84	22	60	2	
専任		49	7	40	2	
兼任		35	15	20	—	

(B)

種別	紹介機関別	総数	安定所	私営紹介所	労組	勤合
総数		84	22	60	2	
有資格者		30	3	25	2	
経験者		9	—	9	—	
無経験者		45	19	26	—	

第3表 紹介機関別受付手段別紹介機関数
1951年5月 婦人少年局調

種別	紹介機関別	総数	安定所	私営紹介所	労組	勤合
総数		38	13	24	1	
電話		36	12	23	1	
来所		2	1	1	—	
文書		—	—	—	—	

2. 各紹介機関における紹介状況

(1) 派出看護婦紹介担当者

(イ) 各紹介機関の紹介担当者がこの紹介業務を専任として行っているか、又は他の業務と兼任しているかについて見ると、安定所では兼任している者が遙かに多い。これに反して

(ロ) 各紹介機関の紹介担当者の看護婦の資格及び経験について見ると、安定所においては有資格者及び経験者に比べて無資格、無経験者が全体の 86.4% を占め非常に多いが、私営紹介所においては有資格者又は経験のある者の方が全体の 57.6% を占め無資格者及び無経験者よりも多い。(第2表(B))

(2) 受付手段

求人側が各紹介機関に対して求人の申込をする手段について見ると、電話によるものが各機関を通じて圧倒的に多く、それ以外の方法は殆んどない。(第3表)

(3) 受付経路

求人側が派出看護婦の派遣を紹介機関に依頼する場合に直接申込をするか、又は委託宿舍、病院の職員その他のものを通じて間接申込をするかについて見ると、全体においては取次(間接申込)の場合が多い。紹介機関別に見ると安定所の場合は取次が多いが、私営紹介所の場合は患家から直接申込をするものと、取次と同数である。労組組合は患家から直接申込をしている。(第4表)

(4) 紹介方法

第4表 紹介機関別受付経路別紹介機関数
1951年5月 婦人少年局調

種別	紹介機関別	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合
総数		38	13	24	1
患者		17	4	12	1
取次		21	9	12	—

患者から紹介機関に求人の申込があつた場合、如何なる方法で、派出する者を決定するかを見ると、全体においても各紹介機関についても、輪番制によるものが最も多く、次に適格者を派出するものが多い。(第5表)

(5) 夜間日曜等における紹介担当者

安定所において夜間又は日曜等に誰が派出看護婦紹介事務を担当するかを見ると、殆んど宿直又は日直の者がやつている。(第6表)

(6) 求人開拓方法

求人開拓の方法を見ると、病院廻りが全体においても各紹介機関別に見ても最も多い。(第7表)

第6表 夜間日曜等における紹介担当者別
安定所数

種別	実数
総数	13
宿直	—
日直	—
常直	—
係官	—
其の他	2
宿直又は日直	10
無記入	1

3. 労働条件

(1) 一ヶ月平均稼働日数

第8表 調査各紹介機関別登録派出看護婦
一ヶ月平均稼働日数
1951年5月 婦人少年局調

平均稼働日数	紹介機関別	安定所	私営 紹介所	労働 組合
総数		13	24	1
15日未満		2	6	—
15日以上20日未満		2	4	—
20日以上25日未満		5	9	1
25日以上		3	5	—
不明		1	—	—

第5表 紹介機関別、紹介方法別紹介機関数
1951年5月 婦人少年局調

種別	紹介機関別	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合
総数		38	13	24	1
輪番制		25	8	16	1
適格者		7	3	4	—
その他		6	2	4	—

第7表 紹介機関別、求人開拓方法別
紹介機関数

種別	紹介機関別	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合
総数		38	13	24	1
病院廻り		21	5	15	1
家庭		2	—	2	—
広告		5	4	1	—
其の他		6	1	5	—
無記入		4	3	1	—

各紹介機関個々について登録派出看護婦の4月における1ヵ月平均稼働日数を見ると、安定所、私営紹介所共に20日以上25日以上の場合が最も多く両者の間に著しい差は認められない。労働組合は一であるが20日以上25日未満となつている。(第8表)

(2) 1ヵ月平均給与

各紹介機関個々について登録派出看護婦の4月

第9表 調査各紹介機関別登録派出看護婦
一ヵ月平均給与
1951年5月 婦人少年局調

平均給与別	紹介機関別	安定所	私営 紹介所	労働 組合
総数		13	24	1
3,000円未満		3	3	—
3,000円以上4,000円未満		2	6	—
4,000円以上5,000円未満		3	5	1
5,000円以上6,000円未満		1	7	—
6,000円以上		2	3	—
不明		2	0	—

における1ヵ月平均給与を見ると、安定所、私営紹介所の間に著しい差は認められないが、私営の場合が若干高い。労働組合は1であるが4,000円以上5,000円未満となつている。

私営紹介所については、最高6,500円、最低1,350円である。

労働組合は4,914円である。(第9表)

(3) 給与受領方法

派出看護婦の給与受領方法を見ると、本人が直接患者から受領するものが最も多い。(第10表)

4. 宿 舎

(1) 寄宿舍、自宅別派出看護婦数

調査した各紹介機関に登録されている派出看護婦の宿舎状況を見ると、派出看護婦総数2,155人中寄宿舍に居る者は1,226人で全体の56.9%を占め、自宅に居る者よりも多く、派出看護婦の寄宿舍の重要性が見られる。

各紹介機関別に見ると、安定所登録者の66.1%が寄宿舍居住者で自宅の者よりも多いが、私営紹介所及び労働組合においては逆に自宅居住者がそれぞれ51.7%、81.5%で寄宿舍居住者よりも多い。(第11表)

(2) 安定所委託寮前経営形態

安定所委託宿舎が現在の委託宿舎の形態に切換えられる直前の形態について見ると、派出看護婦会であつたものが圧倒的に多い。(第12表)

第11表 紹介機関別寄宿舍、自宅別
派出看護婦数

種別	紹介機関別	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合
総数		2,155	1,172	902	81
寄宿舍		1,226	775	436	15
自宅		929	397	466	66

(3) 安定所委託寮現経営者

(イ) 性 別

第10表 給与受領方法別私営紹介機関数
1951年5月 婦人少年局調

給与受領別	私営紹介所	労働組合
総数	24	1
本人	23	—
紹介所を通じて	1	—
其の他	—	—
無記入	—	1

第12表 安定所委託寮前経営形態

1951年5月 婦人少年局調	
	実数
総数	10
派出看護婦会	9
派出婦会	—
其の他	1

第13表 安定所委託寮男女別現経営者数

1951年5月 婦人少年局調

男女別	実数
総数	10人
男	—
女	10

第14表 安定所委託寮年令別現経営者数

1951年5月 婦人少年局調

年令別	実数
総数	10人
20才未満	—
20～29才	—
30～39	1
40～49	4
50～59	4
60～69	1
70才以上	—

態が殆んど派出看護婦会であつた事実と照応している。(第15表)

(二) 看護婦の資格

この経営者の看護婦資格を見ると、殆んど全部の9人が有資格者である。(第16表)

(ホ) 看護婦の経験

この経営者の看護婦の経験の有無を見ると、9名が経験者である。(第17表)

第16表 安定所委託寮看護婦の資格の有無別現経営者数

1951年5月 婦人少年局調

	実数
総数	10人
あり	9
なし	1

(4) 宿舍の畳数

(イ) 各紹介機関の宿舍の派出看護婦1人当りの畳数を見る。委託寮では0.9畳以下のものが最も多く、1～1.9畳のものが1あるが、2畳以上のものはない。私営紹介所においては、0.9畳以下又は1～1.9畳のものが最も多いが、2畳以上のものも相当ある。労働組合においては1～1.9畳である。(第18表)

安定所委託寮の現在の経営者を男女別に見

ると、調査した10・宿舍の全部が女子によつて経営されている。(第13表)

(ロ) 年令別

この経営者の年令を見ると、40才～49才及び50才～59才の者が各4名で最も多い。(第14表)

第15表 安定所委託寮前歴別現経営者数

1951年5月 婦人少年局調

	実数
総数	10人
派出看護婦会長	8
同役員	1
其の他	1

(ハ) 前歴

この経営者の前歴を見ると、派出看護婦会々長であつた者8名同会役員であつたもの1名で大部分を占め、安定所委託寮の前経営形

第17表 安定所委託寮看護婦の経験の有無別現経営者数

1951年5月 婦人少年局調

	実数
総数	10人
あり	9
なし	1

第18表 宿泊派出看護婦一人当り畳数別委託寮私営紹介機関宿舍数

1951年5月 婦人少年局調

宿舍別畳数	総数	委託寮	私営紹介所	労働組合
総数	35	10	24	1
0～0.9畳	16	9	7	—
1～1.9	9	1	7	1
2～2.9	1	—	1	—
3～3.9	2	—	2	—
4～4.9	3	—	3	—
5畳以上	3	—	3	—
無記入	1	—	1	—

第19表 残留派出看護婦一人当り畳数別委託寮私営紹介機関宿舍数

1951年5月 婦人少年局調

宿舍別畳数	総数	委託寮	私営紹介所	労働組合
総数	35	10	24	1
0～1.9畳	—	—	—	—
2～3.9	6	3	3	—
4～5.9	7	1	6	—
6～7.9	5	—	5	—
8～9.9	3	2	1	—
10～11.9	4	1	2	1
12畳以上	7	3	4	—
無記入	3	—	3	—

(ロ) 派出看護婦は派出されている時は派出先に寄宿するのが普通であるので在籍者1人当りの畳数のみではその広狭を見ることができない。よつて派出されて居らずに残留している看護婦1人当りの畳数を見る。委託寮では1.9畳以下のものではなく、2～3.9畳及び12畳以上のものが最も多い。私営においても1.9畳以下のものではなく、6～7.9畳が最も多い。労働組合においては10～11.9畳となつている。(第19表)

第20表 居住者数別委託寮私営紹介機関宿舍数

1951年5月 婦人少年局調

居住者数	総数	委託寮	私営紹介所	労働組合
総数	35	10	24	1
1～9人	9	—	9	—
10～19	9	2	6	1
20～29	1	1	—	—
30～39	5	3	2	—
40～49	5	2	3	—
50～59	1	1	—	—
60～69	2	—	2	—
70～79	1	—	1	—
80人以上	1	1	—	—
無記入	1	—	1	—

(5) 居住者数

各宿舍の居住者(残留者のみならず派出中の者も含む)数を見ると、委託寮においては、30人～39人のものが最も多く、10人～19人及び40人～49人のものがこれに次いで多い。私営紹介所においては、1人～9人のものが最も多く、10人～19人のものがこれに次いで多い。(第20表)

(6) 居住者の種類

各宿舍には派出看護婦のみを收容しているものもあるが、派出婦、その他の者も同時に宿泊させているものもある。この居住者を種類別に見ると総数においては居住者総数934人中75.0%が派出看護婦、22.3%が派出婦、2.7%がその他の者となつている。委託寮については居住者38.7人の63.8%が派出看護婦、32.8%が派出婦、3.4%がその他の者となつて居り、私営紹介所においては居住者532人の82.5%が派出看護婦、15.2%が派出婦、2.3%がその他の者となつている。労働組合においては全部派出看護婦である。(第21表)

(7) 委託寮派出看護婦移動状況

本年1月から4月までの期間において看護婦の宿舍移動状況を見ると、各月とも新入者が脱退者よりも多く、その期間を通じて委託宿舍の居住看護婦数は増大している。(第22表)

第21表 居住者の種類別委託寮私営紹介所
機関別居住者数

1951年5月 婦人少年局調				
居住者数	総数	委託寮	私営紹介所	労働組合
総数	934	387	532	15
派出看護婦数	701	247	439	15
派出婦数	208	127	81	—
其の他	25	13	12	—

(8) 1カ月宿舍費

各宿舍の1カ月宿舍費(この宿舍費に含まれるものは室代及び雑費等大体定まっているもので食費等は除く)を見ると、委託寮においては、最低400円、最高750円であるが、この様に1カ月いくらかと定額でなく、20日以上稼働した者は750円、20日未満の者は700円と稼働日数により宿舍費に差別をつけているところもあり、又全収入の1割と収入に比例して宿舍費を定めているところもあり、又看護婦と派出婦により金額に差別をつけているところもある。私営紹介所においては最高750円、最低100円であり、正看護婦と準看護婦との間に宿舍費に差別をつけているもの1の他は皆定額である。(第23表)

(9) 賄付の有無

宿舍居住者が自炊をしているか又は賄付であるかを見るに、総数においては報告のあつた34の中82.4%の28が自炊で圧倒的に多い。宿舍の種類別に見ても委託寮においては90%、私営紹介所においては78.3%が自炊である。(第24表)

第24表 宿舍種類別賄付の有無

1951年5月 婦人少年局調				
宿舍別	総数	委託寮	私営紹介所	労働組合
総数	35	10	24	1
賄付	6	1	5	—
自炊	28	9	18	1
無記入	1	—	1	—

第22表 委託寮宿泊派出看護婦移動状況

1951年5月 婦人少年局調		
	新入者数	脱退者数
26年1月	28人	19人
2月	15	8
3月	35	11
4月	37	10

第23表 調査地別宿舍種類別一カ月宿舍費
(食費等の臨時のものを除く)

1951年5月 婦人少年局調				
地域別	委託寮	私営紹介所	労働組合	
群馬	A	100		
千	B	450		
	C	450		
	D		450	
	E		150	
葉	F		100	
	G		300	
東	H			
	I	月20日以上稼働750円		
	J	20日以下550~600		
	K	750		
	L	750		
	M	750		
京	N		500	
	O		750	
	P		500	
愛知	Q		500	
	R		400	
三重	S			
	T		300	
京	U			
	V		50	
都	W		200	
	X		100	
	Y		300	
大	Z		300	
阪	A'		400	
	B'		500	
兵庫	C'		350	
	D'		150	
愛媛	E'		350	
	F'		200	
福	G'			
	H'		400	
	I'		450	
岡				
		全収入の1割		
		1月全部稼働		
		600		
		その他全収入の1割		

350

(10) 宿舍種類別自治組織の有無

宿舍に自治会規約等があり、且つ自治活動を行っているものは少く、報告のあつた34の内14.7%の5件あるのみである。委託寮では30%、私営紹介所においては8.7%が自治組織を持っている。(第25表)

第25表 宿舍種類別自治組織の有無

1951年5月 婦人少年局調				
種別	総数	委託寮	私営紹介所	労働組合
総数	35	10	24	1
自治組織有	5	3	2	—
自治組織無	29	7	21	1
無記入	1	—	1	—

5. 手数料その他

(1) 入会金額別私営紹介機関別

私営紹介所に派出看護婦として職業紹介を受けるために初めに入会金が必要であるか否を見ると、かかる入会金を取る私営紹介所は比較的少く総数25の内不要21である。(第26表)

第26表 入会金額別私営紹介機関別

1951年5月 婦人少年局調		
	実数	%
総数	25	100
不要	21	84
50円未満	—	—
必100円	2	8
150円	—	—
200円	1	4
要250円	1	4
平均	113円	

(2) 保証金

私営紹介所に派出看護婦として職業紹介を受けるために、初めに保証金を必要とするか否かの点を見ると、調査した範囲ではかかる保証金を取っているところはなかつた。

(3) 義務期間

私営紹介所において派出看護婦の義務服務期間を設けているところはなかつた。

(4) 私営紹介所手数料

(イ) 受付手数料

求人側からは受付の都度50円を取つているところと全然手数料を取つて居ないところがある。派出看護婦からは、受付の都度50円又は月額150円又は全然取つていないところがある。

(ロ) 紹介手数料

求人側からは紹介の都度50円を取つている所と全然取つて居ない所が多い。派出看護婦からは給与総額の10%を取つている所が最も多い。

(ハ) 受付手数料又は紹介手数料を全然取つて居ない私営紹介所が若干報告されているが、調査票の内には会費として派出看護婦の収入の10%又はその他の金額を徴収している私営紹介所が報告されているので、この会費が実際は手数料に代るものではないかと考えられる。(第27表)

第27表 私营紹介機関別手数料

A 受付手数料

1951年5月婦人少年局調		
手数料額	実数	
求人	50円	14
求人	0円	11
求月額	150円	5
求月額	50円	4
求月額	150円	5
求月額	50円	10

B 紹介手数料

1951年5月婦人少年局調		
手数料額	実数	
求人	50円	7
求人	賃金総額の10%	1
求人	0円	16
求人	50円	2
求人	賃金総額の10%	17
求人	賃金総額の8%	2
求人	0円	4

第3部 派出看護婦についての個人別 質問調査結果の概要

この調査は第2部において記述した各紹介機関に登録している派出看護婦について、調査日現在派遣されていたものについて調査したものである。回答をよせた派出看護婦は632人でこの中不明又は無記入が21あつた。(第1表参照)

第2部における結果と若干相違する点もあるがこれらは総合的に考えらるべきである。

第28表 紹介機関別、派遣先別、派出看護婦数
1951年5月 婦人少年局調

紹介機関別	派遣先別	総数	病院 (診療所)	家庭	不明 又は 無記入
実数	総数	548	477	71	63
	安定所	286	262	24	31
	私营紹介所	221	182	39	30
	労働組合	41	33	8	2
%	総数	10.0	87.0	13.0	—
	安定所	10.0	91.6	8.4	—
	私营紹介所	10.0	82.4	17.6	—
	労働組合	10.0	80.5	19.5	—

1. 派出看護婦の派遣先

回答のあつた584人の派出看護婦を派遣先別にみると(第28表)

総体としては病院(診療所を含む)が87%家庭は13%となつている。紹介機関別にみても大体同様の傾向がみられるが特に安定所は家庭への派遣が少く、8%にすぎない。私营紹介所は家庭への派遣が比較的多く17.6%であるが、労働組合は更に多く19.5%となつている。

2. 派出看護婦の特性

(1) 派出看護婦が資格をとつた方法

第29表 紹介機関別資格別派出看護婦数

1951年5月 婦人少年局調

紹介機関別 資格別	実数				%			
	総数	安定所	私营 紹介所	労働組合	総数	安定所	私营 紹介所	労働組合
総数	555	280	232	43	100	100	100	100
検定試験合格	229	110	110	9	41.2	39.3	47.4	20.9
1年制養成所卒 検定合格	122	63	50	9	22.0	22.5	21.6	20.9
2年制養成所卒 無試験検定	137	65	51	21	24.7	23.2	22.0	48.8
高女卒3年制養成所 卒無試験検定	30	17	10	3	5.4	6.1	4.3	7.0
その他(準看護婦を 含む)	37	25	11	1	6.7	8.9	4.7	2.3
不明又は無記入	56	37	19	0	—	—	—	—

派出看護婦が資格をとつた方法をみると(第29表)総体として最も多いのは、実地に見習をして検定試験に合格したものである。(41.2%)次に2年制養成所卒の無試験検定のもので、(24.7%)1年制養成所卒検定試験に合格したものは22%で、高女卒後3年制養成所を卒業無試験検定によるものはわずかに5%にすぎない。

これを病院、診療所に雇われている看護婦についてみると最も多いのは2年制養成所を卒業無試験検定を受けたもの53%（1950年2月婦人少年局調）であるから派出看護婦の方がその取得資格に於て平均して低いようである。

(2) 派出看護婦の経験年数

これについて回答のあつた537人についてみると平均経験年数は11年7カ月となつていて看護婦としての経験年数は永いことがみとめられる。（第30表）さらに年数別にみると5年以上10年未満が35.2%で最も高くついで10年以上年未満が31.8%で、これら病院、診療所の看護婦の経験年数と比較すると（第1図参照）病院看護婦は5年未満が55%であるが派出看護婦は10年以上が半数以上である。

第30表 紹介機関別、経験年数別、派出看護婦数及び平均経験年数

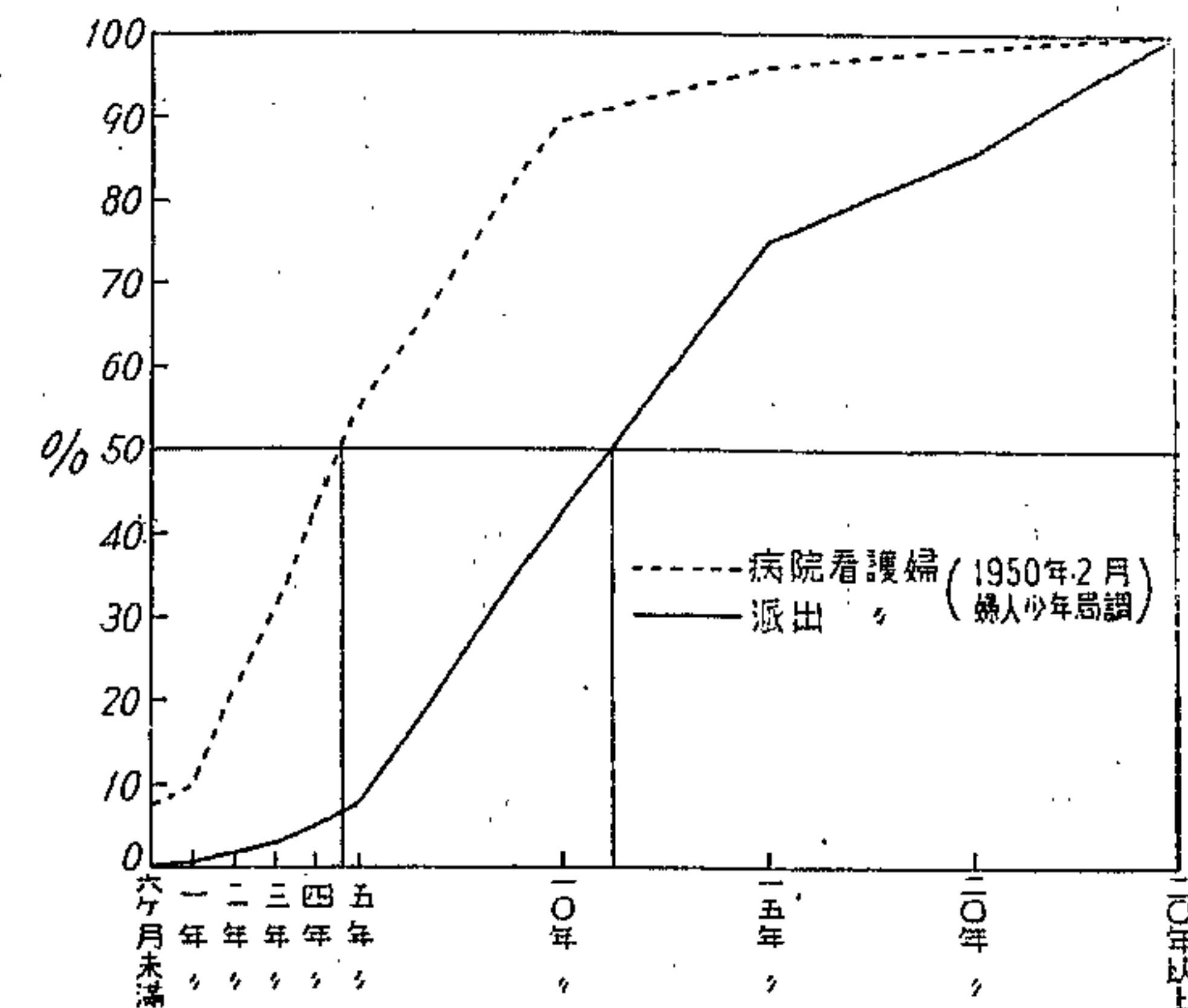
1951年5月 婦人少年局調

経験年数別	実数				%			
	総数	安定所	私営 紹介所	労働組合	総数	安定所	私営 紹介所	労働組合
平均年数	11年7ヶ月	11年7ヶ月	11年5ヶ月	12年11ヶ月	—	—	—	—
総数	537人	265人	231人	41人	100	100	100	100
小計	41	24	16	1	7.6	9.1	6.9	2.4
5年未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1年未満	1	1	—	—	0.2	0.4	—	—
2年未満	8	6	2	—	1.5	2.3	0.8	—
3年未満	5	3	1	1	0.9	1.1	0.4	2.4
4年未満	11	6	5	0	2.0	2.3	2.2	—
5年未満	16	8	8	0	3.0	3.0	3.5	—
5～10年未満	189	85	94	10	35.2	32.1	40.7	24.4
10～15年	171	99	57	15	31.8	37.4	24.7	36.6
15～20年	58	22	27	9	10.8	8.3	11.7	22.0
20年以上	78	35	37	6	14.5	13.2	16.0	14.6
不明又は無記入	74	52	20	2	—	—	—	—

紹介機関別に登録派出看護婦の経験年数をみると第30表及び2図の通りで、私営紹介所の5年以上10年未満が最も多く40%を占め、これに次いで安定所、労働組合の15年未満が約37%となつていますが私営紹介所の15年未満は25%で他の紹介機関に比べて少なくなつてゐる。

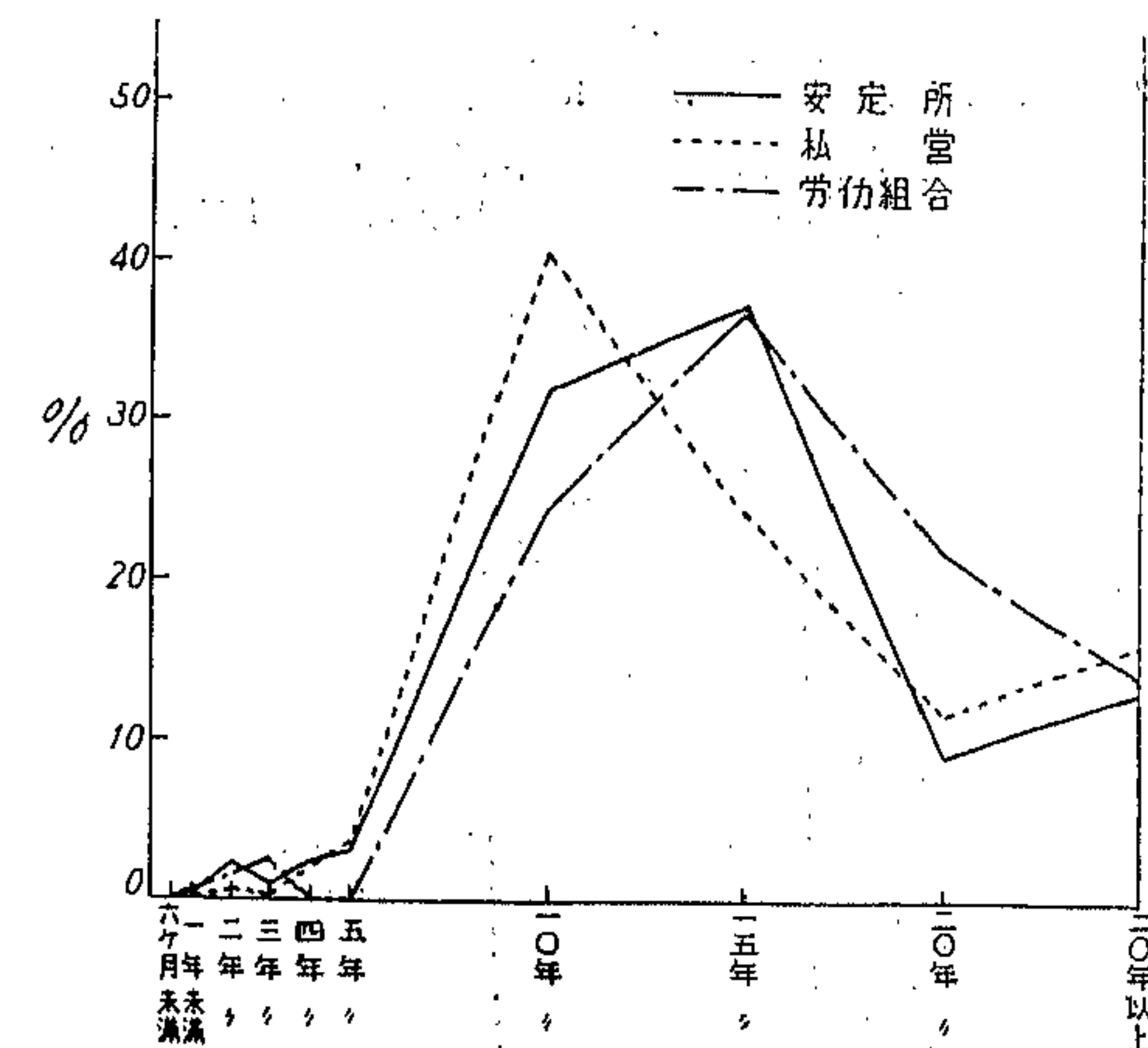
第1図 派出看護婦の経験年数別累積分布図

— 派出看護婦と病院看護婦との比較 — 1951年5月 婦人少年局調



第2図 紹介機関別経験年数別分布図

1951年5月 婦人少年局調



3) 派出看護婦の年齢

年齢について回答のあつた568人についてみると、（第31表）平均年齢は37才で病院診療所の看護婦

護婦の平均年齢 23 才に比較して著しく高い、また 25 年度全産業の女子の平均年齢 23.8 才に比べて (註 1) もはるかに高いことが認められる。 (註 2)

紹介機関別に平均年齢をみると (第 31 表) 安定所 36 才、私営紹介所 39 才、労働組合 34 才である。

年齢階級別に病院看護婦と比較してみると (第 3 図参照) 派出看護婦は 25 才以上 50 才までの年齢階級が 75 % を占めているが病院看護婦は反対に 25 才未満が大部分であることを示している。

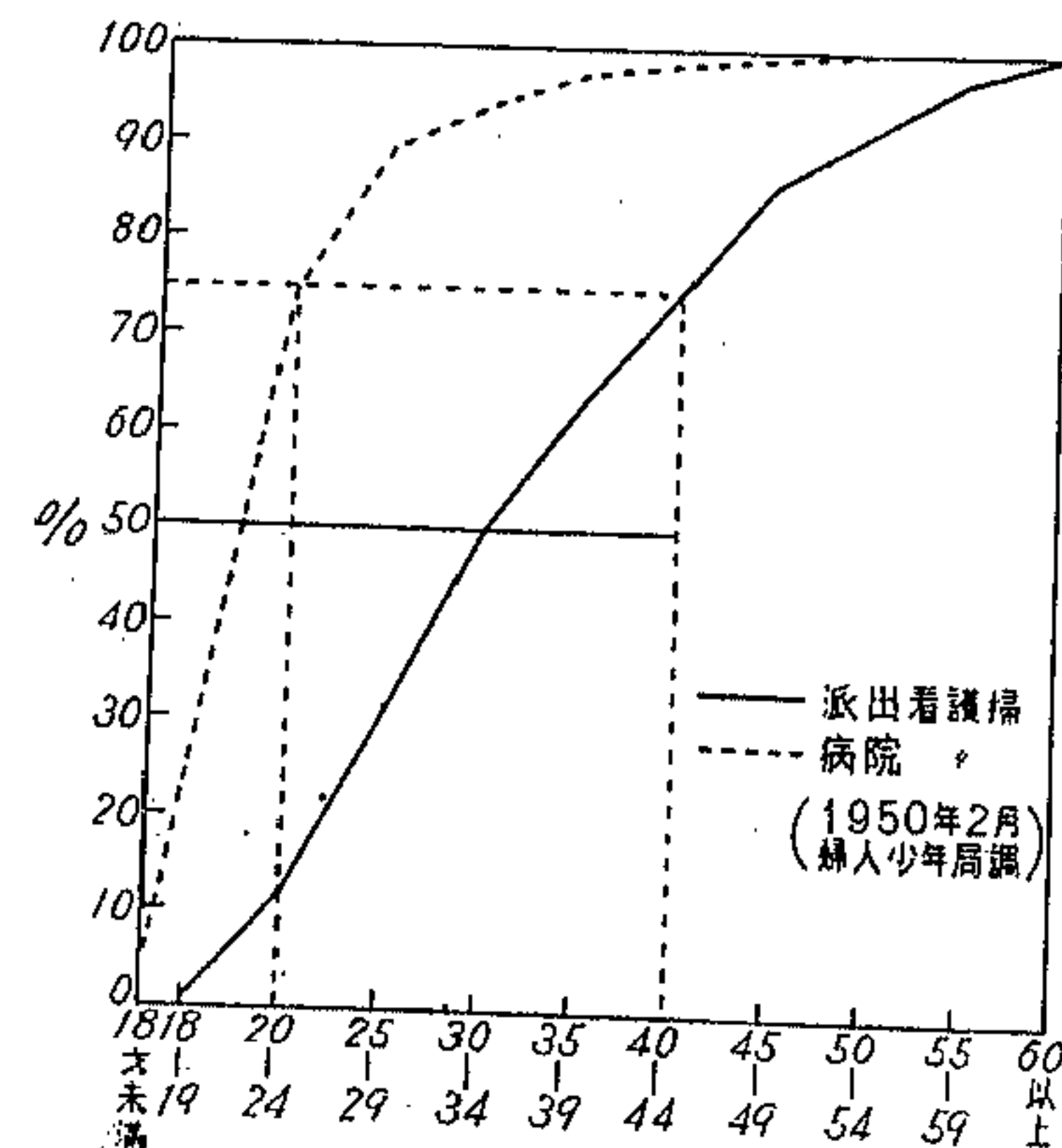
第 31 表 紹介機関別、年齢階級別、派出看護婦数及び平均年齢

紹介機関別 年齢階級別	実 数				%			
	総 数	安定所	私営紹介所	労働組合	総 数	安定所	私営紹介所	労働組合
平均年齢	37	36	39	34	—	—	—	—
総 数	568	289	236	43	100	100	100	100
18 才 未 満	—	—	—	—	—	—	—	—
18 才 ~ 19 才	3	2	—	1	0.5	0.7	—	2.3
20 才 ~ 24 才	60	34	21	5	10.6	11.8	8.9	11.6
25 才 ~ 29 才	110	59	40	11	19.4	20.4	16.9	25.6
30 才 ~ 34 才	110	65	39	6	19.4	22.5	16.5	14.0
35 才 ~ 39 才	75	39	29	7	13.2	13.5	12.3	16.3
40 才 ~ 44 才	66	30	31	5	11.6	10.4	13.1	11.6
45 才 ~ 49 才	65	23	36	6	11.4	8.0	15.3	14.0
50 才 ~ 54 才	33	15	17	1	5.8	5.2	7.2	2.3
55 才 ~ 59 才	32	17	14	1	5.6	5.9	5.9	2.3
60 才 以 上	14	5	9	—	2.5	1.7	3.8	—
不明又は無記入	43	28	15	—	—	—	—	—

註 1) 1950 年 2 月婦人少年局調 註 2) 1949 年 10 月労働統計調査部調

第 3 図 派出看護婦の年齢別累積分布図

—— 派出看護婦と病院看護婦との比較 —— 1951 年 5 月 婦人少年局調



(4) 派出看護婦の学歴

看護婦としての専門教育以外の学校教育について回答のあつた 589 人についてみると (第 32 表) 高等小学校卒業が最も多く 62 % を占めていて、つぎに旧制女学校卒業が 29 % で小学校卒業はわずか 7 % である。

病院診療所の看護婦はその 50 % が高等小学校卒業で、大体派出看護婦の学歴と同じ傾向がみられる。 (註 1)

第 32 表 紹介機関別、学歴別、派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

紹介機関別 学 歴 別	実 数				%			
	総 数	安定所	私営紹介所	労働組合	総 数	安定所	私営紹介所	労働組合
総 数	589	298	248	43	100	100	100	100
小 学 校 卒	42	17	21	4	7.1	5.7	8.5	9.3
高等小学校卒	368	173	167	28	62.5	58.1	67.3	65.0
新制中学卒	2	2	0	0	0.3	0.7	—	—
旧制女学校卒	173	104	58	11	29.4	34.9	23.4	25.6
新制高校卒	0	0	0	0	—	—	—	—
旧制高専卒	3	1	2	0	0.5	0.3	0.8	—
旧制大学卒	0	0	0	0	0	—	—	—
その他の学校	1	1	0	0	0.2	0.3	—	—
不明又は無記入	22	19	3	0	—	—	—	—

註 1) 1950 年 2 月婦人少年局調

第 33 表 紹介機関別、配偶関係別、派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

紹介機関別	配偶関係別	実 数				
		総数	未婚	有配偶	死別 離別 別居	不明 又は 無記入
実 数	総 数	566	282	52	232	45
	安 定 所	287	156	29	102	30
	私営紹介所	236	97	20	119	15
	労働組合	43	29	3	11	0
%	総 数	100	49.8	9.2	41.0	—
	安 定 所	100	54.4	10.1	35.5	—
	私営紹介所	100	41.1	8.5	50.4	—
	労働組合	100	67.4	7.0	25.6	—

(5) 派出看護婦の配偶関係

回答のあつた 566 人についてみると (第 33 表及び第 4 図参照) 未婚者は約 50 % であるが、現に有配偶者はわずか 9 % であつて、死別、離別、が 41 % で著しく高い。

病院、診療所の看護婦についてみると 94 % が未婚者である。 (註 1)

(6) 派出看護婦家計支持の状況

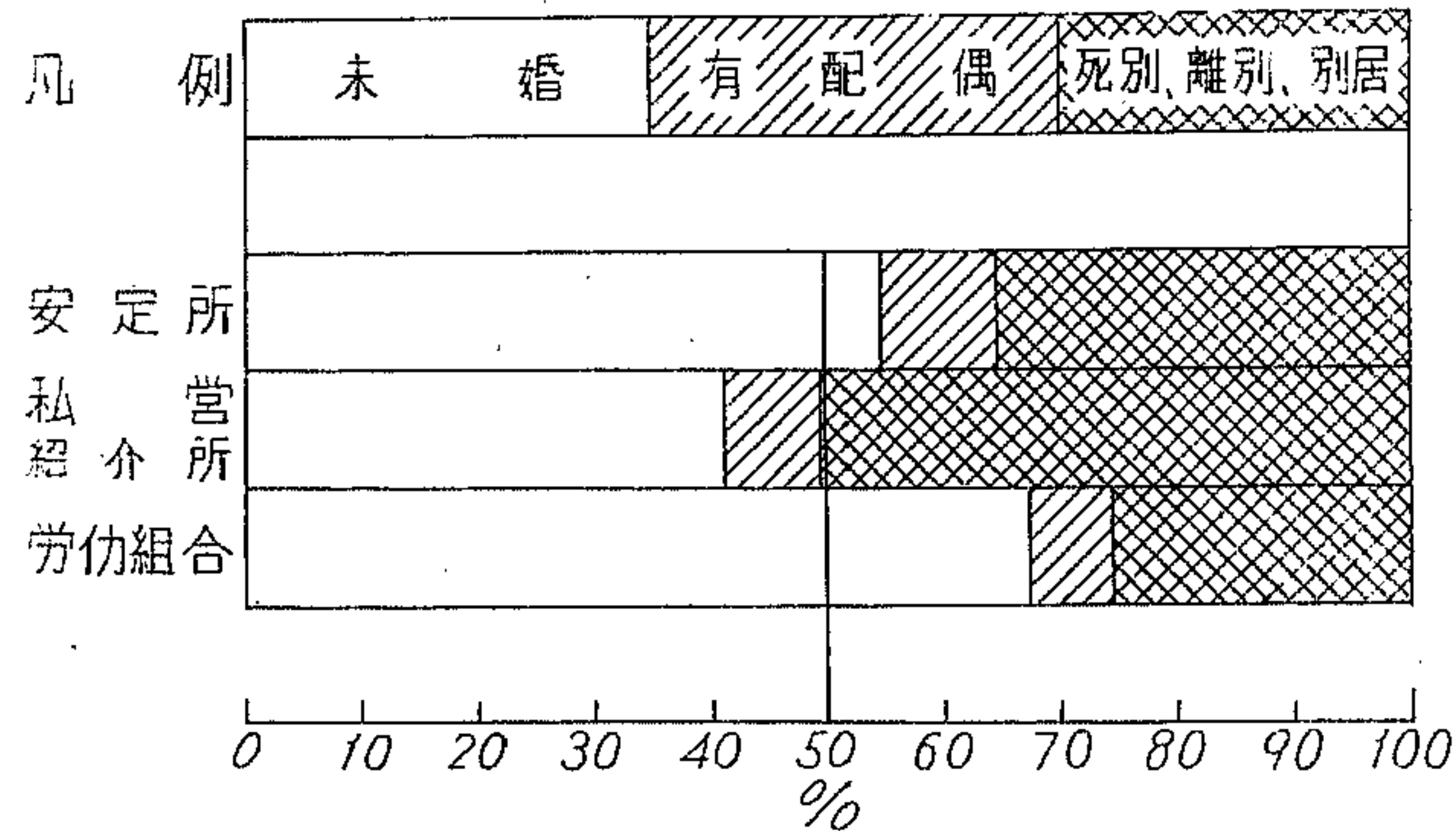
家計を主になつて支えているのは自分であるか、自分以外のものであるかについて回答を求めたのに対し (第 34 表参照) 535 人の中自分と答えたものは 70 % で自分以外と答えたものが 30 % であつた。

家計の支持者となつている者の多いことは、死別、離別者が 41 % を示していることと必然的に——

致している。

第4図 紹介機関別、配偶関係状況

1951年5月 婦人少年局調



註 1) 1950年2月婦人少年局調

第34表 紹介機関別、家計の支持者別
派出看護婦数

1951年5月 婦人少年局調

紹介機関別	家計の支持	総数	自分	自分以外	不明又は無記入
実数					
総数		535	374	161	76
安定所		271	190	81	46
私営紹介所		222	159	63	29
労働組合		42	25	17	1
%					
総数		100	69.9	30.0	—
安定所		100	70.1	29.9	—
私営紹介所		100	71.6	28.4	—
労働組合		100	59.5	40.5	—

(9) 派出看護婦の寄宿舍及び自宅居住者数

派出看護婦にとって住居の問題は重要視される点で就労の機会連絡の難易、寮費の問題及び生活の自主性など種々の問題をはらんでいる。

これについて回答した524人についてみると(第37表)寄宿舍に住むものは64%、自宅(下宿をふくむ)に住むものは36%で自宅の方が少ない。紹介機関別にみると安定所に現在登録しているものについては委託寮に住むものが圧倒的に多く、82%を占めている。

これに反し私営職業紹介所に登録しているものは(自宅下宿をふくむ)に住むものが59%であつ

(7) 派出看護婦の子女の数

回答のあつた400人についてみると(第35表)子供をもっているものは33%で子供のいない者の方が多い。しかし病院診療所の看護婦についてみると子供のあるものはわずかに2.3%であつて、これと比較するとはるかにその率は高い。子女の数は1人が最も多く、17.5%2人は8.8%3人は4.3%と漸次に減じている。

(8) 16才未満の子女及び不具の子女の数

16才未満の子女をもつものについてみると、(第36表)132人の中55%は16才未満の子女をもつていて、その中不具の子を持つているものは1人である。

て寄宿舍に住むものよりやや多い。

第35表 紹介機関別子女を有する派出看護婦数

1951年5月 婦人少年局調

子女数別	総数	無	有	不明又は無記入
紹介機関別			小計 1人 2人 3人 4人 5人以上	
実数				
総数	400	268	132	70 35 17 5 5 211
安定所	201	128	73	38 21 11 2 1 116
私営紹介所	164	108	56	31 14 6 2 3 87
労働組合	35	32	3	1 0 0 1 1 8
%				
総数	100	67.0	33.0	17.5 8.8 4.3 1.2 1.2 —
安定所	100	63.7	36.3	18.9 10.4 5.5 1.0 0.5 —
私営紹介所	100	65.9	34.1	18.9 8.5 3.7 1.2 1.8 —
労働組合	100	91.4	8.6	2.9 — — 2.9 2.9 —

註 1) 1950年2月婦人少年局調

第36表 16才未満の子女及び不具の子女を有する派出看護婦数

1951年5月 婦人少年局調

総数	16才以上の子女	16才未満の子女及び不具の子女	不具の子
実数	小計 1人 2人 3人 4人 5人以上		
132	59 73 43 16 11 2 0 1		
%	100 44.7 55.3 32.6 12.1 8.4 1.5 — 0.7		

第37表 紹介機関別、寄宿舍自宅別、
派出看護婦数

1951年5月 婦人少年局調

寄宿舍自宅別	総数	寄宿舍	自宅(下宿を含む)	不明又は無記入
紹介機関別				
実数				
総数	524	334	190	87
安定所	290	239	51	27
私営紹介所	234	95	139	17
労働組合	(49)	不明	不明	43
%				
総数	100	63.7	36.3	—
安定所	100	82.4	17.6	—
私営紹介所	100	40.6	59.4	—
労働組合	—	不明	不明	—

(10) 義務を伴う勤務の有無について

旧看護婦会又は病院等で働き乍ら検定試験に合格したものについては従来一定期間義務を伴う勤務その他拘束条件を伴うことがあつた。本調査に於ては回答の中不明、又は無記入をのぞいた550人の中(第38表)なしと答えたものが542人(98.5%)であつたが、なおありと答えたものが8人(1.5%)見られたのは注目すべきである。

(11) 労働組合その他の団体の加入状況

第39表にみられるとおり日本助産婦、看護婦、保健婦協会に加入しているものが40%を占めて最も多く他に臨床看護婦協会に属している

ものが8%ほど見受けられるまた愛知に於ては労働大臣認可による派遣看護婦の労働組合が組織され自主的に紹介業務が運営されている。

第 38 表 義務期間を伴う勤務の有無についての回答数

1951 年 5 月 婦人少年局調

紹介機関別		総 数	な し	あ り			無 記 入
				小 計	旧看護協会 検定試験に合格した者	佐々木 作ら 合格者	
実 数	総 数	550 ^人	542 ^人	8 ^人	4 ^人	4 ^人	61 ^人
	安 定 所	264	259	5	1	4	53
	私営紹介所	244	241	3	3	0	7
	労働組合	42	42	0	0	0	1
%	総 数	100	98.5	1.5	0.7	0.7	--
	安 定 所	100	98.1	1.9	0.4	1.5	--
	私営紹介所	100	98.8	1.2	1.2	—	--
	労働組合	100	100	—	—	—	—

第 39 表 調査地別、紹介機関別、上級団体加入状況別派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

加入状況別		紹介機関別	総数	看会 助協 本婦 日保	看護 床協 臨婦	その他の 団体	不明又は 記入無
地域別	別						
総 計	教 馬	所 合	317 251 43	145 62 41	36 12 1	12 6 1	124 171 0
		定 組	7 8 0	1 6 0	0 0 0	0 0 0	6 2 0
		営 功	14 28 0	4 18 0	0 0 0	3 0 0	7 10 0
	葉	所 合	206 35 0	123 10 0	35 6 0	0 0 0	48 19 0
		定 組	11 10 43	4 2 41	1 1 1	5 2 1	1 5 0
		営 功	0 25 0	0 8 0	0 0 0	0 2 0	0 15 0
	京	所 合	1 29 0	1 14 0	0 2 0	0 1 0	0 12 0
		定 組	6 94 0	0 3 0	0 3 0	0 1 0	6 87 0
		営 功	12 18 0	4 1 0	0 0 0	0 0 0	8 17 0
	重 都	所 合	60 0 0	8 0 0	0 0 0	4 0 0	48 0 0
		定 組	0 4 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 4 0
		営 功					
阪 庫	所 合						
	定 組						
	営 功						
福 愛	所 合						
	定 組						
	営 功						

3. 派出看護婦の労働条件

(1) 派出看護婦の稼働日数

昭和26年1月から4月までの月別平均稼働日数を見ると(第40表及び第5図第6図参照)3月が最も多く24.6日である。これを一般産業の女子との比較に於てみると1月において2日、3月において2.4日の差がみられ一般に派出所看護婦の方が多い。平均稼働日数を紹介機関別にみると(第41表及び附録第5表1. 2. 3. 月参照)安定所と私営紹介所は大體同じであるが労働合組は各月ともに幾分高いことがみとめられる。

月別、派出看護婦と
一般産業の女子との比較

(註)一般産業……1951年1月～4月

労働統計調査部調

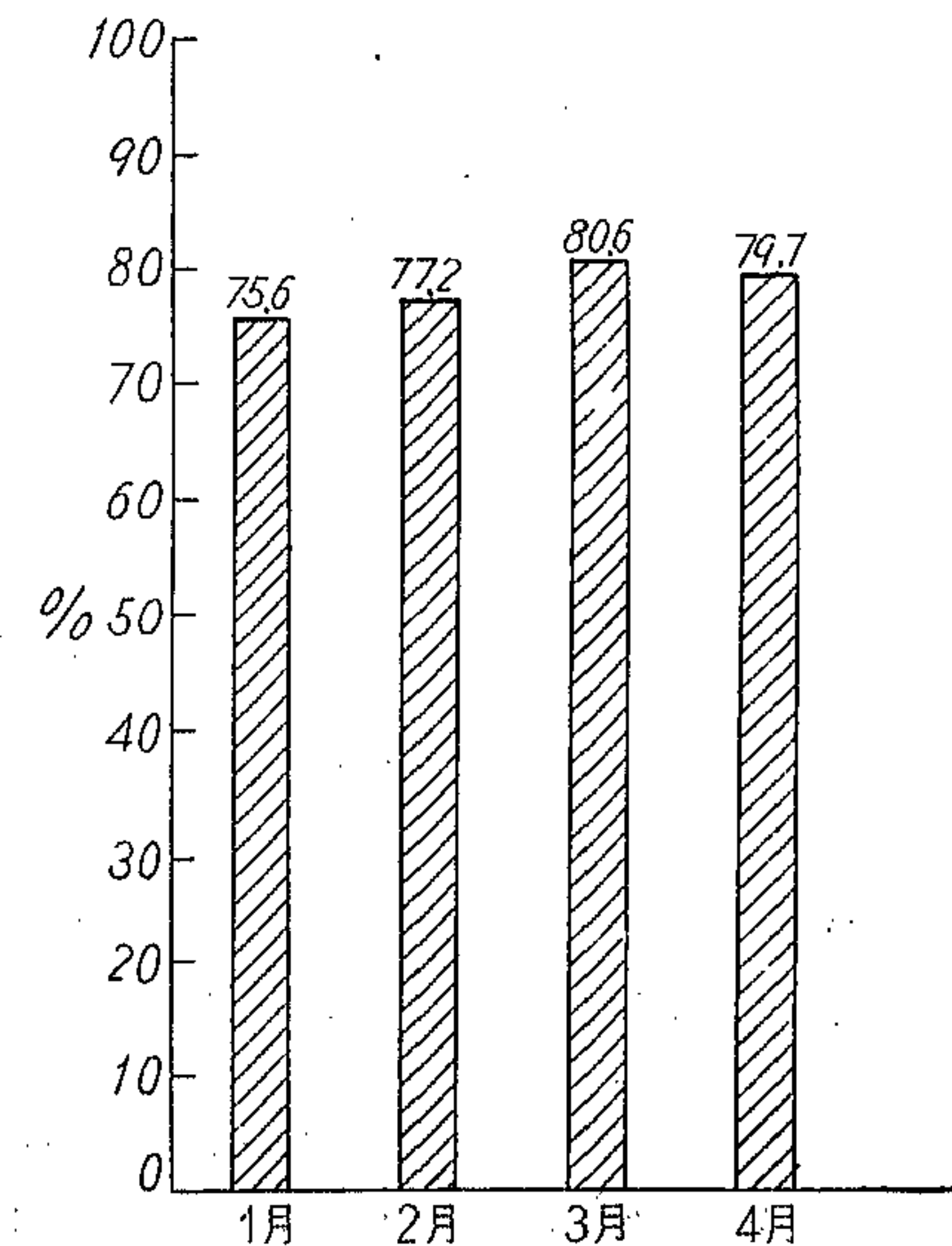
月 別	派出看護婦	一般産業の 女 子
1 月	23.0 ^H	21 ^I
2 月	22.6	23
3 月	24.6	22
4 月	24.4	24

註) 一般産業とは日本標準産業分類中の五大産業である。

鉱業、製造業
 卸売及び小売業
 金融及び保険業
 運輸通信及び其
 の他の公益事業

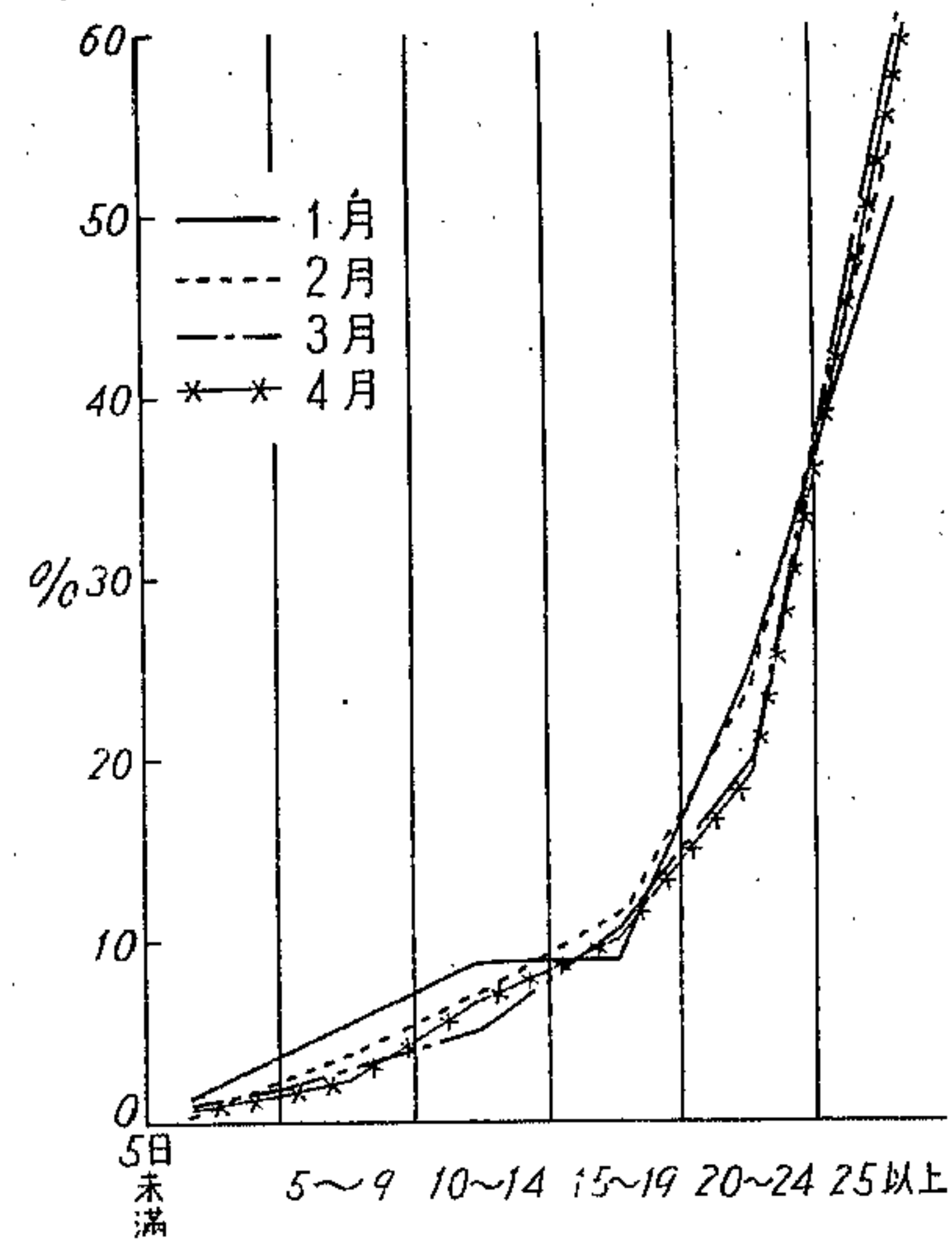
第5図 稼働日数20日以上の各月別比較

1951 年 5 月 婦人少年局調



第 6 図 月別稼働日数別分布図

1951 年 5 月 婦人少年局調



第 40 表 紹介機関別、各月別、平均稼働日数

1951 年 5 月 婦人少年局調

月 別	総 数		安 定 所		私 営 紹 介 所		労 働 組 合	
	調査人員	稼働日数	調査人員	稼働日数	調査人員	稼働日数	調査人員	稼働日数
1 月	454 ^人	23.0 ^日	223 ^人	23.0 ^日	181 ^人	22.6 ^日	40 ^人	24.8 ^日
2 月	466	22.6	239	22.6	187	22.5	40	23.3
3 月	491	24.6	249	24.3	201	24.4	41	26.7
4 月	499	24.4	255	24.1	202	24.1	42	26.5

第 41 表 紹介機関別、月別、稼働日数別、派出看護婦数及び平均稼働日数

(4 月) 1951 年 5 月 婦人少年局調

紹介機関別 稼働日数別	実 数				%			
	総 数	安 定 所	私 営 紹 介 所	労 働 組 合	総 数	安 定 所	私 営 紹 介 所	労 働 組 合
平均稼働日数	24.4 ^日	24.1 ^日	24.1 ^日	26.5 ^日	—	—	—	—
総 数	499 ^人	255 ^人	202 ^人	42 ^人	100	100	100	100
5 日 未 満	5	3	1	1	1.0	1.2	0.5	2.4
5 日 ~ 9 日	12	6	5	1	2.4	2.4	2.5	2.4
10 ~ 14	34	22	11	1	6.8	8.6	5.4	2.4
15 ~ 19	50	29	21	—	10.0	11.4	10.4	—
20 ~ 24	96	42	49	5	19.2	16.5	24.3	11.9
25 日 以 上	302	153	115	34	60.5	60.0	56.9	81.0
不明又無記入	112	62	49	1	—	—	—	—

第 42 表 派遣先別一日平均労働時間別

(註 1)

派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

派遣先別 労働時間数	実 数			%		
	総数	病院	家庭	総数	病院	家庭
平 均	13.9 ^時	13.9 ^時	14.4 ^時	—	—	—
総 人 数	424 ^人	372 ^人	52 ^人	100	100	100
6 時 間 未 満	—	—	—	—	—	—
6 ~ 7 時	1	1	—	0.2	0.3	—
7 ~ 8 時	3	3	—	0.7	0.8	—
8 ~ 9 時	6	4	2	1.4	1.1	3.9
9 ~ 10 時	16	15	1	3.8	4.0	1.9
10 ~ 11 時	17	16	1	4.0	4.3	1.9
11 ~ 12 時	33	31	2	7.8	8.3	3.9
12 ~ 13 時	50	44	6	11.8	11.8	11.5
13 ~ 14 時	65	57	8	15.3	15.3	15.4
14 ~ 15 時	56	51	5	13.2	13.7	9.6
15 ~ 16 時	62	50	12	14.6	13.4	23.1
16 ~ 17 時	54	49	5	12.7	13.2	9.6
17 時 間 以 上	61	51	10	14.4	13.7	19.2
不明又は無記入	124	105	19	—	—	—
最 高	21 ^時	20 ^時	21 ^時	—	—	—
最 低	7 ^時	7 ^時	8 ^時	—	—	—

註 1) 一日の平均労働時間は各自の一週間の延労働時間を稼働日数で割って求めたものである。

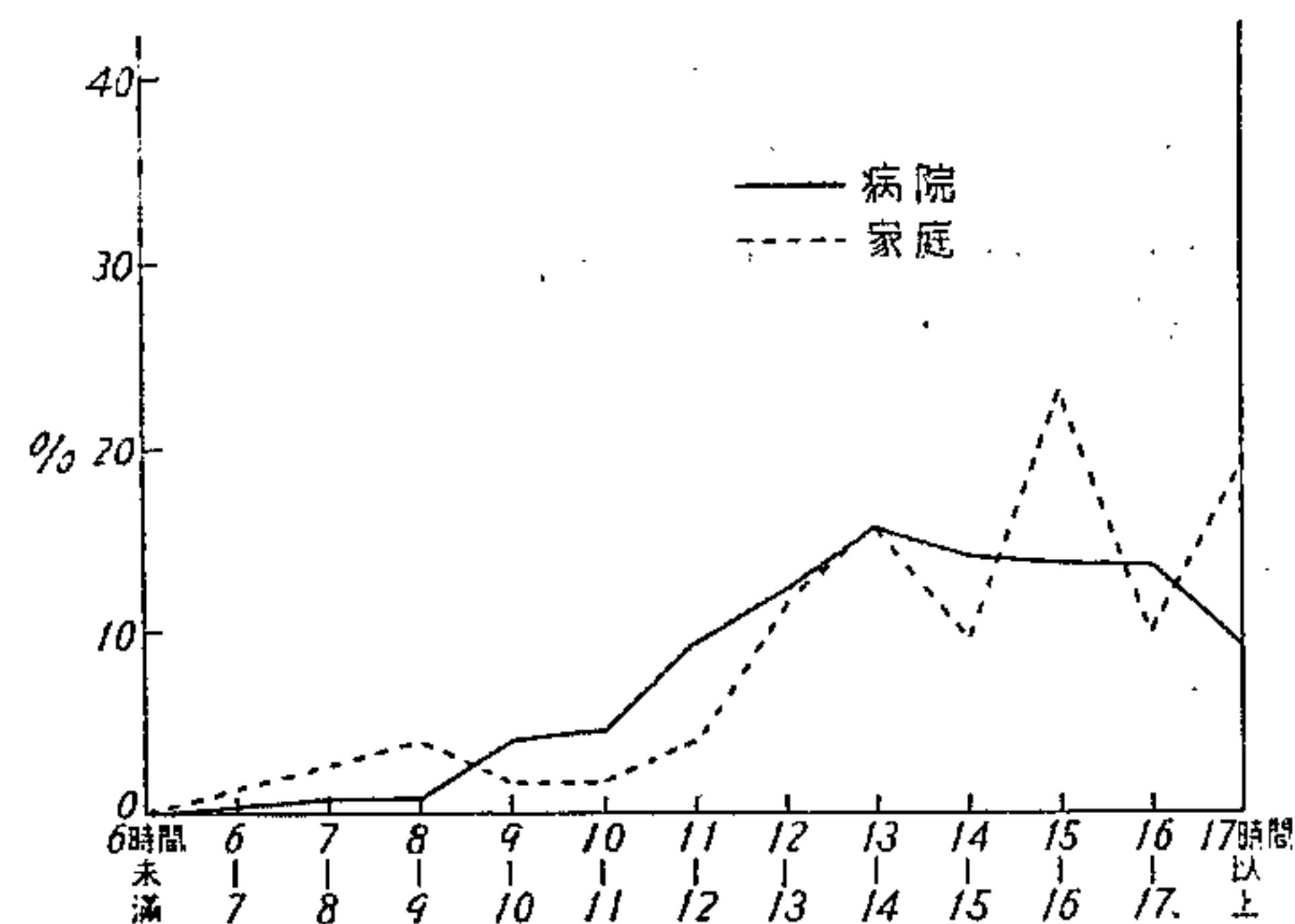
(2) 派出看護婦の労働時間

(イ) 労働時間

派出看護婦は住込みであり、且仕事の内容が継続的であるため拘束時間及び実労働時間がはつきりせず、急患又は重症患者、長期療養患者等を看護する場合が多いので労働時間の形態を明らかにすることがきわめて困難である。この調査に於てもこの点明確であることをまねがれ得なかつたけれども、調査前一週間にさかのぼって明らかにされた 424 人についてみると(第 42 表)一日の平均労働時間は 13.9 時間となつている。8 時間未満のものはわずかに 1%、8 時間以上 10 時間未満は 5% であるが 10 時間以上労働しているものは 94% を占めている。これを病院と家庭にわけると病院は平均 13.9 時間で家庭の方が上廻っている(第 7 図参照)このような長時間労働については夜間勤務が相当多いことが予想される。

第 7 図 派遣先別、一日平均労働時間別分布図

1951 年 5 月 婦人少年局調



(ロ) 夜間勤務

夜間勤務の有無についてみると (第43表) 438 人中60%は夜間勤務をしている派遣先別にみると病院より家庭の方が多い。

夜間勤務の交替についてみると (第44表) 交替するもの 21.9%、交替しないもの 78.1%でその大部分は交替しないということになる。これを病院と家庭についてみると交替するものは病院が 21%、家庭が28.1%となっていて家庭の方が比率が高い。

第 43 表 派遣先別夜間勤務の有無別
派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

有無別 派遣先別	総数	有		不明 又は無記入
		有	無	
実数	438	264	174	110
病院	389	231	158	88
家庭	49	33	16	22
%	100	60.3	39.7	—
病院	100	59.4	40.6	—
家庭	100	67.3	32.7	—

第 44 表 派遣先別、夜間勤務中交替の有無別
派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

交替別 派遣先別	総数	交替する		不明 又は無記入
		交替する	交替しない	
実数	457	100	357	91
病院	400	84	316	77
家庭	57	16	41	14
%	100	21.9	78.1	—
病院	100	21.0	79.0	—
家庭	100	28.1	71.9	—

(ハ) 睡眠時間

派出看護婦の夜間勤務と関連してその睡眠時間が注目される。回答のあつた 424 人についてみると (第45表) 一日平均睡眠時間は 7.3 時間となつている。6 時間未満は 11% で 7 時間以上から漸次増加し 8 時間は 38.7%、8 時間以上 33.7% となつている。病院と家庭についてみると病院は一日平

第 45 表 派遣先別、一日平均睡眠時間別、
派出看護婦数

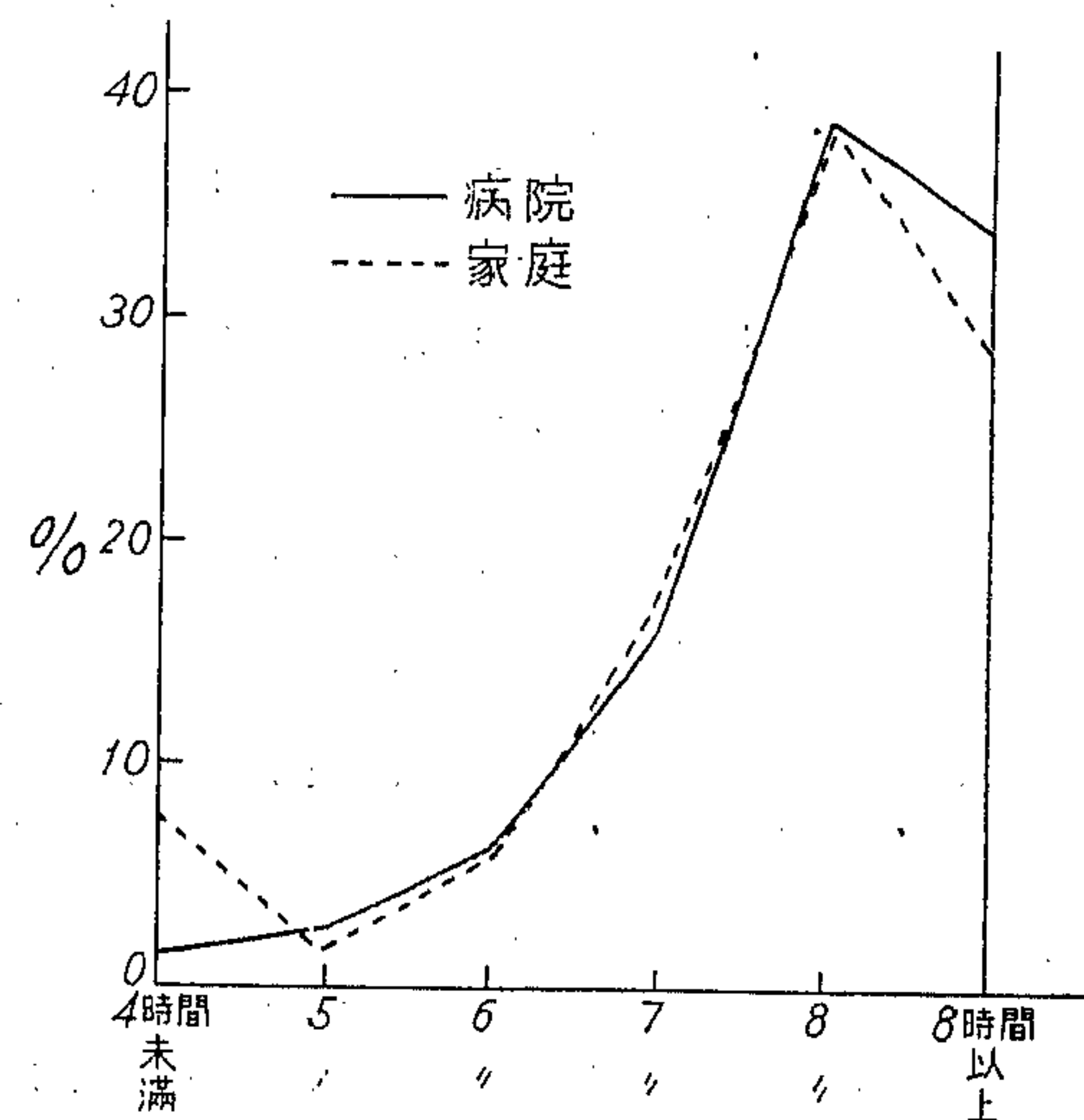
1951 年 5 月 婦人少年局調

派遣先別 睡眠時間数	実数			%		
	総数	病院	家庭	総数	病院	家庭
平均	7.3	7.4	7.0	—	—	—
総数	424	372	52	100	100	100
4 時間未満	10	6	4	2.4	1.6	7.8
5 "	11	10	1	2.6	2.7	1.9
6 "	27	24	3	6.4	6.4	5.7
7 "	69	60	9	16.3	16.1	17.3
8 "	164	144	20	38.7	38.7	38.5
8 時間以上	143	128	15	33.7	34.4	28.8
不明	124	105	19	—	—	—

家庭は 17.6% であつた。

第 8 図 派遣先別一日平均睡眠時間別分布図

1951 年 5 月 婦人少年局調



均 7.4 時間、家庭は 7 時間となつている。

最低睡眠時間 4 時間未満のものが病院においては 1.6% であるのに対して、家庭においては 7.8% を示している。

8 時間以上についてみると病院は 34.4% であるのに対し、家庭は 28.8% で稍低くなつている。

(ニ) 起床時刻及び就寝時刻

睡眠時間と関連して起床時刻及び就寝時刻をみると (第46表、第47表) 起床時刻については午前 6 時から 6 時 30 分が最も多く、就寝時刻は午後 10 時から 11 時が病院、家庭ともに最も多い、12 時以後の就寝については病院は 2.5% であるのに対して

第46表 派遣先別、起床時刻別、派出看護婦数
1951年5月 婦人少年局調

派遣先別 起床時刻別	実 数			%		
	総数	病院	家庭	総数	病院	家庭
総 数	418	367	51	100	100	100
5時以前	32	27	5	7.7	7.4	9.8
5時～5.30未満	64	55	9	15.3	15.0	17.6
5.30～6	49	43	6	11.7	11.7	11.8
6～6.30	202	186	16	48.3	50.7	31.4
6.30～7	44	38	6	10.5	10.4	11.8
7～7.30	16	13	3	3.8	3.5	5.9
7.30～8	3	1	2	0.7	0.3	3.9
8～8.30	3	2	1	0.7	0.5	1.9
8.30以後	5	2	3	1.2	0.5	5.9
不明又は無記入	130	110	20	—	—	—

(ホ) 休 日

休日の有無は派出看護婦と求人側とのとりきめによるもので464人の中(第48表)休日なしと答えたものが92.7%で、ありと答えたものはわずかに7.3%であつた。尚ありと答えたものは病院と家庭にわけると病院に派遣されているものの4.7%、家庭に派遣されているもの23.4%となつている。

第48表 派遣先別、休日の有無別、派出看護婦数

1951年5月 婦人少年局調

休日の有無別 派遣先別	総数	有							無	不明又は 無記入
		小計	1日	2日	3日	4日	5日以上			
実総数	464 ^人	34 ^人	18 ^人	7 ^人	5 ^人	1 ^人	3 ^人	430 ^人	84 ^人	
病院	400	19	12	3	2	—	2	381	77	
家庭	64	15	6	4	3	1	1	49	7	
% 総数	100	7.3	3.9	1.5	1.1	0.2	0.6	92.7	—	
% 病院	100	4.7	3.0	0.7	0.5	—	0.5	95.3	—	
% 家庭	100	23.4	9.4	6.3	4.7	1.5	1.5	76.6	—	

4. 派出看護婦の給与

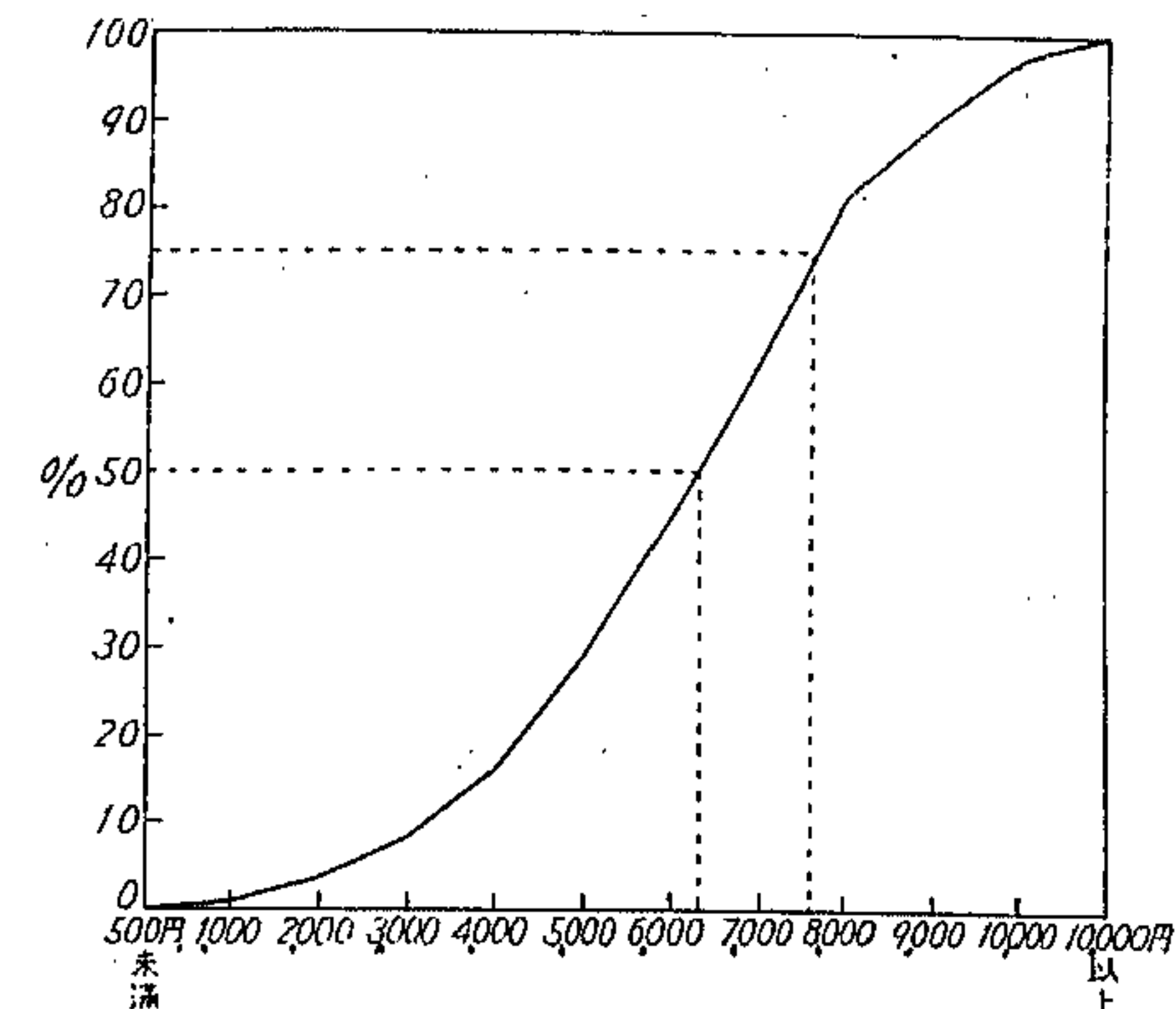
派出看護婦の給与は協定派出料金にもとづいて定められている。また食費は多く派遣先の負担となつて居り、食事のつかない場合には食費として現金が給与される(第56表及び第57表参照)なお所定給与以外の現金給与(心付け等)もかなりの比重をもっている(第54表参照)

(註1) 概ね業者間に於てとり定められている協定派出料金である。

第47表 派遣先別、就寝時刻別、派出看護婦数
1951年5月 婦人少年局調

派遣先別 就寝時刻別	実 数			%		
	総数	病院	家庭	総数	病院	家庭
総 数	417	366	51	100	100	100
9時以前	8	7	1	1.9	1.9	2.0
9～10時未満	67	63	4	16.1	17.2	7.8
10～11	247	220	27	59.2	60.1	52.9
11～12	77	67	10	18.5	18.3	19.6
12時以後	18	9	9	4.3	2.5	17.6
不明又は無記入	131	111	20	—	—	—

第9図 派出看護婦一人当り現金給与月額別累積分布図



ひらきはさして大きくないもつとも安定所及び労務組合による紹介は無料であるが私営紹介所は有料紹介機関であるため手数料がここから差引かれる。

手数料は地域的に若干の差異があるが、東京都内の一例を見ると派遣一件につき受付手数料50円(月額150円)と一ヶ月の賃金総額の10%から8%を紹介手数料として徴集される(詳細は附録第3表参照)

第49表 紹介機関別、一人当り現金給与月額別、
(註1)

派出看護婦数及び平均給与月額

(4月)

1951年5月 婦人少年局調

派遣先別 給与別	実 数				%
	総 数	安 定 所	私営紹介所	労働組合	
平均、給与月額	6,125	5,786	6,323	7,246	—
総 数	492	250	202	40	100
500円未満	—	—	—	—	—
1,000	5	5	—	—	1.0
2,000	13	8	5	—	2.6
3,000	23	12	11	—	4.7
4,000	39	26	11	2	7.9
5,000	63	35	28	—	12.8
6,000	79	48	29	2	16.1
7,000	88	46	33	9	17.9
8,000	90	40	32	18	18.3
9,000	43	11	31	1	8.7
10,000	36	13	16	7	7.3
10,000円以上	13	6	6	1	2.6
不明又は無記入	119	67	49	3	—

(註1) 各自の一ヶ月の所定給与と所定外現金給与を合計した額である。

(イ) 現金給与

派出看護婦の月収は稼働日数にもとづいて増減するが(第50表)所定外の給与をふくめた1人当り一ヶ月の平均月収は昭和26年1月に於て5,803円(1ヶ月稼働日数23日)2月は5,649円(22.6日)3月は6,114円(24.6日)4月は6,125円(24.4日)となつていて概して2月が低く4月が高いこれを紹介機関別にみると(第49表及び附録第6表1.2.3.月参照)各月とも総じて高いのは労働組合で次に私営紹介所安定所という順位になつてゐるが、私営紹介所と安定所の

第 50 表 紹介機関別、各月別、平均給与月額

1951 年 5 月 婦人少年局調

月 別	紹介機関別	総 数		安 定 所		私 営 紹 介 所		労 働 組 合	
		調査人員	月額給与	調査人員	月額給与	調査人員	月額給与	調査人員	月額給与
1 月		450 ^人	5,803 ^円	229 ^人	5,650 ^円	181 ^人	5,785 ^円	40 ^人	6,773 ^円
2 月		460	5,649	233	5,467	187	5,742	40	6,280
3 月		487	6,114	247	5,809	201	6,295	39	7,122
4 月		492	6,125	250	5,786	202	6,323	40	7,246

第 51 表 紹介機関別、一人当り現金給与
日額別、派出看護婦数及び平均給与日額
(註 1)

(4 月) 1951 年 5 月 婦人少年局調

日額給与別	紹介機関別	実 数				%
		総 数	安定所	私 営 紹 介 所	労 働 組 合	
平均日額給与		253 ^円	242 ^円	263 ^円	276 ^円	—
総 数		491 ^人	249 ^人	202 ^人	40 ^人	—
100円未満		4	3	1	—	0.8
110 //		—	—	—	—	—
120 //		—	—	—	—	—
130 //		—	—	—	—	—
140 //		—	—	—	—	—
150 //		—	—	—	—	—
160 //		4	3	1	—	0.8
170 //		7	7	—	—	1.4
180 //		4	2	2	—	0.8
190 //		11	8	3	—	2.3
200 //		2	1	1	—	0.4
210 //		106	71	34	1	21.6
220 //		16	5	10	1	3.3
230 //		17	7	9	1	3.5
240 //		29	21	7	1	5.9
250 //		6	4	2	—	1.2
260 //		81	27	34	20	16.5
270 //		43	28	14	1	8.8
280 //		20	6	14	—	4.1
290 //		13	4	9	—	2.7
300 //		14	2	12	—	2.9
310 //		63	30	22	11	12.8
320 //		9	4	5	—	1.8
330 //		9	5	3	1	1.8
340 //		5	—	5	—	1.0
350 //		7	4	1	2	1.4
360 //		3	—	2	1	0.6
370 //		4	3	1	—	0.8
380 //		1	—	1	—	0.2
390 //		5	—	5	—	1.0
400 //		—	—	—	—	—
400円以上		8	4	4	—	1.6
不明又は無記入		120	68	49	3	—

註 1) 各月の月額給与を稼働日数で割って求めたものである。

尚派出看護婦の場合は食事給与の形態が派遣先によつて異なるため調査対象の大部分を食事付きの場合とみなしたものであることを附記しておく。

つぎに一人当り現金給与を日額別にみると(第51表、附録第7表1.2.3.月参照)昭和26年4月に於ける1人当り現金給与平均給与日額は253円となつている。なお同年1月は249円、2月250円、3月251円である。(第52表)ところみに同月の毎月勤労統計調査の女子の現金給与総額を日額に換算してみると241.50円、(稼働日数24日)である。

(ロ) 所定給与以外の現金給与

回答のあつた548人について所定給与以外の現金給与をみると(第53表)各月共大体同じ傾向を示し、調査期日の前月にあたる4月に於ては全く無いものが80%で、有るものは19%となつている。ありと答えたもの内訳をみると105人の中90人は現金だけ、8人は品物だけ、7人は現金と品物を給与されている。なおこれを病院と家庭にわけると所定外に於て何等かの給与をうけるものが病院は19%であるのに対し家庭は21%でやや高い。

第 52 表 紹介機関別、各月別、平均給与日額

1951 年 5 月 婦人少年局調

月 別	紹介機関別	総 数		安 定 所		私 営 紹 介 所		労 働 組 合	
		調査人員	日額給与	調査人員	日額給与	調査人員	日額給与	調査人員	日額給与
1 月		450 ^人	249 ^円	229 ^人	240 ^円	181 ^人	255 ^円	40 ^人	278 ^円
2 月		458	250	231	238	187	258	40	277
3 月		486	251	246	243	201	257	39	264
4 月		491	253	249	242	202	263	40	276

第 53 表 派遣先別、月別所定給与以外の給与の有無別、派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

月 別	派遣先別	総 数	全く無い者	有 る 者			
				小 計	現金だけ	品物だけ	現金と品物
1 月	総 数	548 ^人	449 ^人	99 ^人	87 ^人	10 ^人	2 ^人
	病 院	477	393	84	77	5	2
	家 庭	71	56	15	10	5	—
2 月	総 数	548 ^人	450 ^人	98 ^人	83 ^人	5 ^人	10 ^人
	病 院	477	394	83	73	2	8
	家 庭	71	56	15	10	3	2
3 月	総 数	548	447	101	90	9	2
	病 院	477	396	81	73	6	2
	家 庭	71	51	20	17	3	—
4 月	総 数	548	443	105	90	8	7
	病 院	%(100)	%(80.8)	(19.2)	79	5	6
	家 庭	477	387	90	11	3	1
	家 庭	71	56	15			

尚所定給与外にうける現金給与の平均月額をみると(第54表)1月は100円、2月915円、3月984円4月1,085円となつている。これを病院と家庭別に比べると、大体家庭より病院の方が所定外に於ける現金給与の平均額において高くなつている。

第54表 派遣先別、月別所定給与以外の現金給与月額別派出看護婦数
及び平均所定給与外月額

1951年5月 婦人少年局調

月 別	1 月			2 月			3 月			4 月		
	総 数	病院	家庭	総 数	病院	家庭	総 数	病院	家庭	総 数	病院	家庭
平 均	1,000 ^円	1,051 ^円	600 ^円	915 ^円	927 ^円	833 ^円	984 ^円	965 ^円	1,065 ^円	1,085 ^円	1,133 ^円	744 ^円
総 員	89 ^人	79 ^人	10 ^人	93 ^人	81 ^人	12 ^人	92 ^人	75 ^人	17 ^人	97 ^人	85 ^人	12 ^人
小 計	30	26	4	32	27	5	31	26	5	30	25	5
500 円未満	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—
100～199円	4	4	—	3	3	—	3	3	—	2	2	—
200～299円	13	11	2	13	10	3	14	13	1	11	8	3
300～399円	12	10	2	14	12	2	10	7	3	14	12	2
400～499円	1	1	—	2	2	—	3	2	1	3	3	—
500～999円	26	24	2	30	29	1	34	29	5	30	29	1
1,000～1,999円	22	18	4	23	18	5	15	10	5	23	18	5
2,000～2,999円	1	1	—	2	2	—	2	2	—	4	3	1
4,000～3,999円	8	8	—	1	—	1	5	4	1	5	5	—
4,000～4,999円	—	—	—	4	4	—	1	1	—	2	2	—
5,000円以上	2	2	—	1	1	—	4	3	1	3	3	—
不明又は記入無	358	297	61	354	295	59	355	301	54	350	291	59

第55表 派遣先別、月別、給与された品物の
の種類別、派出看護婦数

1951年5月 婦人少年局調

月別	総数	衣類	小間物類	履物類	食品類	その他品
1 月	12 ^人	5 ^人	2 ^人	2 ^人	—	3 ^人
総 数	7	1	2	2	—	2
病 院	5	4	—	—	—	1
家 庭	—	—	—	—	—	—
2 月	15 ^人	3 ^人	3 ^人	3 ^人	2 ^人	4 ^人
総 数	10	3	3	2	1	1
病 院	5	—	—	1	1	3
家 庭	—	—	—	—	—	—
3 月	11 ^人	5 ^人	2 ^人	2 ^人	1 ^人	1 ^人
総 数	8	4	2	1	—	1
病 院	3	1	—	1	1	—
家 庭	—	—	—	—	—	—
4 月	15 ^人	6 ^人	1 ^人	5 ^人	3 ^人	—
総 数	11	4	1	4	2	—
病 院	4	2	—	1	1	—
家 庭	—	—	—	—	—	—

らの品物についての見積価格の換算は判明しなかつた。

(二) 食 事 給 与

前述のように派出看護婦は派遣先において食事が実物給与される場合が多いが、食事が給与されな

第56表 派遣先別、食事付の有無別、
派出看護婦数

1951年5月 婦人少年局調

派遣先別	食事給与別			
	総 数	有	無	不明又は記入無
実 数	407 ^人	327 ^人	80 ^人	141 ^人
病 院	351	278	73	126
家 庭	56	49	7	15
%	100	80.3	19.7	—
病 院	100	79.2	20.8	—
家 庭	100	87.5	12.5	—

(ハ) 給与された品物の種類

実物給与(第55表)は衣類が最も多く、ついで履物小間物類であるがこれ

第57表 派遣先別、食事給与月額別、派出看護婦数及び
平均食事給与額

1951年5月 婦人少年局調

派遣先別	実 数			% 〃		
	総 数	病 院	家 庭	総 数	病 院	家 庭
平 均	99 ^円	99 ^円	94 ^円	—	—	—
総 数	125 ^人	121 ^人	4 ^人	100	100	100
小 計	20	19	1	16.0	15.7	25.0
100 円未満	—	—	—	—	—	—
50～59 円	2	1	1	1.6	0.8	25.0
60～69 円	—	—	—	—	—	—
70～79 円	14	14	—	11.2	11.7	—
80～89 円	2	2	—	1.6	1.6	—
90～99 円	2	2	—	1.6	1.6	—
100～149 円	104	101	3	83.2	83.5	75.0
150 円以上	1	1	—	0.8	0.8	—
無 記 入	202	157	45	—	—	—
最 高	150	150	120	—	—	—
最 低	55	55	55	—	—	—

い場合は協定派出料の中に1日の食事額が定められて支給される(附録第4表参照)

まず派遣先別に食事給与の有無についてみると(第56表)回答のあつた407人につき病院では食事付きのものが79%であるが家庭では88%で家庭の方がやや高い割合を示している。

食事つきでない場合、食費として支給する金額の平均は(第57表)1日99円である。

(ホ) 賃金受領方法と受領期日

賃金の受領方法は(第58表)派遣先から直接受取るものが最も多く、紹介機関を通じて受取る

ものは極めて僅かである。

第58表 派遣先別、賃金受領方法別、派出看護婦数

1951年5月 婦人少年局調

賃金の受領期につき(第59表)

期日の定めのあるものは71%であるが、定めのないものが29%

となつている。これを病院と家庭にわけると定めのあるものについて病院は73%、家庭は57%で病院の方が多いのに反して定めのない場合は病院27%、家庭43%で家庭の方がやや多くなつている。

期日の定めのあるものについては日ぎめと週ぎめ、月ぎめ期間満了後その他にわけられるが、この中最も多いのは日ぎめで(例えば10日目毎というようになつている)49%、次は期間満了後15%、月ぎめ3%の順位となつている。

5. その他の労働条件

(1) 受 持 患 者 数

回答のあつた455人についてみると(第60表及び第10図)病院、家庭とも患者1人の受持が圧倒的に多い。患者2人を受持つ場合は病院が8%、家庭は4%、患者3人の場合は病院が2%、家庭が1.5%、となつている。尚患者4人、5人、を受持つ場合もきわめて僅かであるが見られた。

第 59 表 派遣先別、賃金受領期日の有無別、派出看護婦数
1951 年 5 月 婦人少年局調

派遣先別 期日別	実 数			%		
	総 数	病 院	家 庭	総 数	病 院	家 庭
総 数	493	432	61	100	100	100
小 計	349	314	35	70.8	72.7	57.4
あ 定 日	241	224	17	48.9	51.9	27.9
週 期	—	—	—	—	—	—
月 期	16	12	4	3.2	2.8	6.5
り 期間満了後	75	68	7	15.2	15.7	11.5
其 の 他	17	10	7	3.4	2.3	11.5
な し	144	118	26	29.2	27.3	42.6
不明又は無記入	55	45	10	—	—	—

これを紹介機関別にみるとその傾向はいづれも大差ないが労働組合だけは 3 人以上の場合が全く見出されなかつた。

(註) 医療法施行規則第十九条第三項によると病院には入院患者 4 人又はその半数ごとに看護婦 1 人と定めている。

(2) 仕事の種類
病院家庭別回答数を 100 とみて派出婦の行う仕事の種類の割合をみると(第61表)派遣先別

第 60 表 受持患者数別、紹介機関別、派遣先別、派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

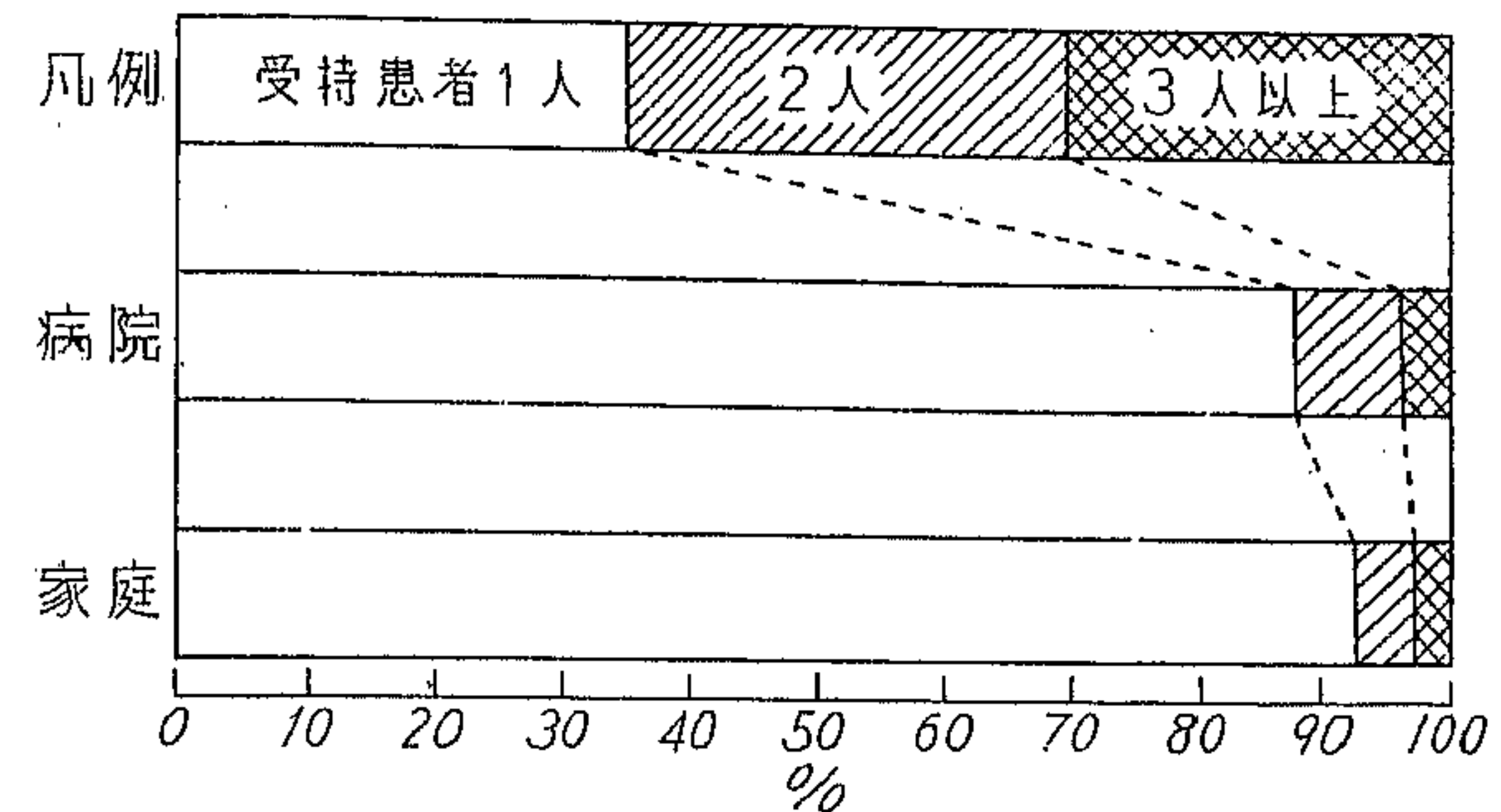
紹介機関別 受持患者数別	合 計		安 定 所		私営紹介所		労 働 組 合	
	病 院	家 庭	病 院	家 庭	病 院	家 庭	病 院	家 庭
総 数	455	68	253	23	171	37	31	8
実 1 人	401	63	223	22	150	34	28	7
2 人	36	3	22	0	11	2	3	1
3 人	9	1	6	0	3	1	0	0
4 人	2	1	1	1	1	0	0	0
数 5 人以上	7	0	1	0	6	0	0	0
不明又は無記入	22	3	9	1	11	2	2	0
総 数	100	100	100	100	100	100	100	100
1 人	88.1	92.6	88.1	95.7	87.7	91.9	90.3	87.5
2 人	7.9	4.4	8.7	—	6.4	5.4	9.7	12.5
% 3 人	2.0	1.5	2.4	—	1.8	2.7	—	—
4 人	0.4	1.5	0.4	4.3	0.6	—	—	—
5 人以上	1.5	—	0.4	—	3.5	—	—	—
不明又は無記入	—	—	—	—	—	—	—	—

但し、病院、家庭別、不明又は無記入は63人である。

病院と家庭に於ては大差ないが概して患者の身廻りの世話が多く、投薬、医師の命による処置、検温、検脈・カルテの記入などは病院より家庭の方が多い。使用者のお使に従事するものは病院が多いのに対して家庭では使用者の家事に従事するものの割合が幾分高いのが注目される。

第 10 図 受持患者数の派遣先別比較

1951 年 5 月 婦人少年局調



第 61 表 派遣先別、仕事の種類別比率

1951 年 5 月 婦人少年局調

仕 事 の 種 類	病 院	家 庭
総 数	100	100
1 ベットの整理	8.9	8.1
2 患者の洗顔	9.0	8.5
3 患者の毛髪手入れ	8.4	6.7
4 患者の身体消毒	8.8	7.7
5 病衣の交換	8.9	8.2
6 検温、検脈、その他測定	6.9	7.8
7 投 薬	5.5	6.8
8 医師の命令に依る処置(注射、浣腸、混布等)	3.9	4.6
9 排泄物の処置	7.1	7.1
10 カルテの記入	2.4	4.9
11 特別食の調理、調乳	3.9	4.2
12 病室の掃除整理	9.1	8.9
13 患者の衣類の洗濯	8.3	7.2
14 使用者のお使	6.5	4.4
15 使用者の家事	1.8	3.8
16 其 の 他	0.6	1.1

(3) 患者の主な病名

患者の病名についてみると長期療養患者、急性、伝染病、外傷その他でその主なるものをあげると、1. 肋膜炎 2. 肺門カタル 3. 肺結核 4. 脊髄カリエス 5. 胃痛 6. 結腸痛 7. 糖尿病 8. 腎臓病 9. 心臓病 10. 動脈硬化症 11. 脳溢血 12. 虫垂炎 13. 盲腸炎 14. 痔 15. 伝染病(赤痢、腸チブス等) 16. 神経病(精神分裂症、神経衰弱等) 17. 骨折外傷。

(4) 医 療 保 障

医療保障について回答のあつた 385 人につき勤務中の場合と勤務外の場合とを紹介機関別にみると(第62表)勤務中の場合に於ては私営紹介所並びに労働組合に属するものは殆んどが本人負担で、安定所に属しているものに於ては本人負担が大体半数であるが特別健康保険組合の負担に於て行われるものが37.8%を占めていて

注目される。勤務外の場合に於ては勤務中の場合に於けると同様、私営紹介所及び労働組合に属するものは殆んど本人負担であるが、安定所に於ては特別健康保険組合の負担によるものが34.8%を占めている。尚、勤務中勤務外をとらず私営紹介所の負担によつて行われるものは一つも見出されなかつた。

註 1) 国民健康保険法(昭和 13 年 4 月 1 日法律第 60 号)特別国民健康保険組合については本法中に記す。

第 62 表 紹介機関別、療養保障措置別、派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

紹介機関別 保障措置別	勤務中の場合				勤務外の場合			
	総数	安定所	私営紹介所	労働組合	総数	安定所	私営紹介所	労働組合
総数	385 ^人	209 ^人	135 ^人	41 ^人	373 ^人	201 ^人	131 ^人	41 ^人
私営紹介所の負担	—	—	—	—	—	—	—	—
病院の負担	5	3	2	—	2	2	—	—
患者の負担	22	19	3	—	2	2	—	—
本人の負担	257	107	110	40	282	127	115	40
特別健康保険組合の負担	94	79	15	—	82	70	12	—
その他	7	1	5	1	5	—	4	1
無記入	226	108	116	2	238	116	120	2
総数	100	100	100	100	100	100	100	100
私営紹介所の負担	—	—	—	—	—	—	—	—
病院の負担	1.3	1.4	1.5	—	0.5	1.0	—	—
患者の負担	5.7	9.1	2.2	—	0.5	1.0	—	—
本人の負担	66.8	51.2	81.5	97.6	75.6	63.2	87.8	97.6
特別健康保険組合の負担 (半額本人負担)	24.4	37.8	11.1	—	22.0	34.8	9.2	—
その他	1.8	0.5	3.7	2.4	1.3	—	3.0	2.4
無記入	—	—	—	—	—	—	—	—

第 63 表 紹介機関別、派遣方法別、派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

紹介機関別 派遣方法別	実数				%			
	総数	安定所	私営紹介所	労働組合	総数	安定所	私営紹介所	労働組合
総数	603 ^人	311 ^人	250 ^人	42 ^人	100	100	100	100
輪番制	256	103	124	29	42.4	33.2	49.6	69.0
紹介所からの指名	55	43	6	6	9.1	13.8	2.4	14.3
求人側からの指名	191	115	72	4	31.6	37.0	28.8	9.5
会長又は委託寮管理者が適任者を選ぶ	85	39	43	3	14.1	12.5	17.2	7.2
本人の希望	10	5	5	0	1.8	1.6	2.0	0
その他	6	6	0	0	1.0	1.9	0	0
不明又は無記入	8	6	1	1	—	—	—	—

(5) 紹介機関における派遣方法

回答のあつた 603 人について派遣方法をみると (第 63 表及び 11 図) 輪番制によるものが最も多く 42%、つぎに求人側からの指名によるもの 31%、会長又は委託寮管理者が適任者を選ぶのが 14% となつている。

これを紹介機関別にみる輪番制によるものは安定所が 33%、私営紹介所は 49%、労働組合は 69%、となつていてその比率は労働組合が高い。

求人側からの指名によるものは安定所が 37% で最も多く、つぎに私営紹介所が 29%、労働組合が 10% である。

なお寮の管理者が適任者を選ぶ方法では私営紹介所が 17%、安定所 (委託寮) 13% で労働組合は 7% である。

第 11 図 紹介機関別、派遣方法の比較

1951 年 5 月 婦人少年局調

安 定 所	本人の希望 ↓ 1.6%					
	輪番制	33.2%	紹介者の 指名 13.8%	求人側からの 指名 37.0%	適任者を 選ぶ 12.5%	その他 1.9%
私営紹介所	本人の希望 ↓					
	輪番制	49.6%	紹介 指名 2.4%	求人側からの 指名 28.8%	適任者を 選ぶ 17.2%	
労 働 組 合	2.0%					
	輪番制		69.0%	紹介所の 指名 14.3%	求人側 の 指 名 9.5%	適任者 を選ぶ 7.2%

(6) 寄宿舍における食事の状況

回答のあつた 389 人については (第 64 表) 賄付が 26% であるのに対し自炊 (外食をふくむ) は 74% となつていて自炊の方がはるかに多い。紹介機関別にみると賄付は安定所委託寮が 26%、私営紹介所の寄宿舍 30% であるが、労働組合の寄宿舍はわずか 4% であるが自炊に属している。

6. 派出看護婦の希望又は意見

(1) 紹介機関別「病院看護婦と派出看護婦とどちらがよいと思いますか」についての回答

回答のあつた 408 人については (第 65 表) 病院看護婦がよいと答えたものが 45% に対し派出看護婦がよいと答えたもの 55% で、派出看護婦がよいと答えたものの方がやや多くなつている。

これを紹介機関別にみると安定所に属する場合は、「病院看護婦がよい」と答えたものが 59% に対し「派出看護婦がよい」と答えたものは 41% でむしろ病院看護婦を希望するものが多くなつている。私営紹介所に属するものについては「派出看護婦がよい」と答えたものの方が 32% ほど多くなつていて、一方労働組合に属するものの 80% は「派出看護婦がよい」と答えている。

第 64 表 紹介機関別、寄宿舍賄付自炊別
派出看護婦数

1951 年 5 月 婦人少年局調

紹介機関別	総数	賄付	自炊 (外食含)	不明 又は 無記入
実数	389	100	289	222
安定所	222	57	165	95
私営紹介所	142	42	100	109
労働組合	25	1	24	18
%				
総数	100	25.7	74.3	—
安定所	100	25.7	74.3	—
私営紹介所	100	29.6	70.4	—
労働組合	100	4.0	96.0	—

その理由について大別すると、

1. 「病院看護婦がよい」場合

勤務時間が規則的である（基準法が適用されているため）	107
生活（収入）の安定がある。	52
福祉、厚生、医療施設が保障されている。	24
収入は少いが勉強や技術の向上ができる。	9
精神的に休める。	4

2. 「派出看護婦がよい」場合

自由意志で仕える（適度の休養、家庭と職場との両立が可能である）	129
収入が多い。	39
理想的な臨床看護ができる。	30
年令的な制限がない。	21

登録先に対して

療養保障制度の確立。	116
労災保険の加入を希望する。	1
派遣する場合の手続を簡単にしてほしい（安定所の紹介状）	32
求人開拓をし紹介の斡旋を活発にしてほしい。	19
経費を安く求人求職を円滑にほしい（紹介手数料及び寮費）	10
一ヶ月以上勤務しなかつた場合、寮費及び雑費の控除を免除してもらいたい。	16
専門的職業を理解して親切にほしい。	13
宿舍の設備を改良してほしい。	7

第 65 表 紹介機関別「病院看護婦と派出看護婦とどちらがよいと思いますか」について

1951 年 5 月 婦人少年局調

紹介機関別	総数	看護婦	派出看護婦	不明 又は 無記入
実数	408	183	225	203
安定所	196	115	81	121
私営紹介所	182	62	120	69
労働組合	30	6	24	13
%				
総数	100	44.8	55.2	—
安定所	100	58.7	41.3	—
私営紹介所	100	34.1	65.9	—
労働組合	100	20.0	80.0	—

寮に自治組織をつくりたい。

6

配給物を早くもらいたい。

1

求人側に対して

業務を理解して協力し、雑用を余り命じないでほしい。

61

求人側の認識不足で家政婦と区別がつかない。

21

時間的な使用観念がほしい。

13

休日と休憩時間を切望する（長期間の場合）

58

重患の時は夜間勤務の交代をしてほしい（睡眠時間がとれない）

43

健保で療養している患者の場合賃金の支払が遅れるので困る。

19

内勤看護婦と派出看護婦と差別待遇をしないでほしい。

16

病院の場合更衣室及び休憩所の設備がほしい。

14

食事入浴時間を与えてほしい。

13

寝具食器を清潔に保ち消毒薬を用意してほしい（衛生知識の徹底）

5

患者と別室での就寝を望む。

5

一般的希望意見

派出看護婦の軽視観を払拭し理解を望む（一般社会の理解）

11

自主的な横の組織をつくりたい（派出看護婦労働組合の結成）

11

新しい看護法を学びたい。

6

病院勤務の場合医師及び看護婦に看護指導を望む（派出看護婦の再教育）

5

特別健康保険の半額本人負担を改正して全額保険負担としてほしい。

4

第4部 求人側(病院、家庭)についての個人別 質問調査結果の概要

この調査は調査日現在紹介機関から派遣されていた看護婦の派遣先について調査したものである。

回答をよせた派遣先の病院や家庭は 567 で外に不明又は無記入が 45 あつたが(第1部(C)参照)にみるようにこれらの派遣先は大方病院に集中していた。

1. 「派出看護婦の申込はどこでしたか」に対する回答

この質問に回答をよせたのは 514 で、不明又は無記入 53 であつた(第 66 表)。このうち安定所への申込の中窓口へ申込んだものは 52、安定所委託寮への申込が 185 となつている。その他は病院の婦長や同僚の派出看護婦等に依頼して取つてもらつたもの等である。

2. 「夜間又は日曜、休日の場合はどこへ申込みますか」に対する回答

回答のあつた 567 の中不明又は無記入 112 であつた。このうち安定所への申込の中窓口への申込は 43、委託寮は 164 である。(第 67 表)

第 67 表 「夜間又は日曜、休日の場合はどこへ申込みますか」に対する回答数
1951年5月 婦人少年局調

	回答数	%
総 数	567	10.0
安 定 所	43	7.6
安 定 所 委 託 寮	164	28.9
私 営 紹 介 所	98	17.3
労 働 組 合	75	13.2
其 の 他	75	13.2
不明又は無記入	112	19.8

3. 「規定の給与以外のものを与えますか」に対する回答

回答のあつたもの 438 で不明又は無記入は 129 であつた。(第 63 表)

この中与えると答えたものは 32.6%、与えないもの 67.4% であるが、更に現金を与えるもの 13

第 66 表 「派出看護婦の申込はどこでしたか」に対する回答数
1951年5月 婦人少年局調

	総 数	安定所	安定所委託寮	私営紹介所	労働組合	その他	不明又は無記入
総 数	514	52	185	166	80	31	53
群馬	6	1	1	3	1	—	—
千葉	40	2	8	21	2	7	5
東京	191	21	111	14	28	17	43
愛知	63	10	—	10	43	—	—
三重	18	—	—	16	2	—	—
京都	12	—	—	7	2	3	1
大阪	92	7	1	82	2	—	—
兵庫	27	8	9	7	—	3	4
愛媛	60	3	55	1	—	1	—
福岡	5	—	—	5	—	—	—

第 68 表 「規定給与以外のものを与えますか」に対する回答数
1951年5月 婦人少年局調

		総 数	与 え る				与 え ない	不明又は無記入
			小計	現金	品物	現金か品物か不明		
実 数	総病家不明	438	143	57	34	52	295	129
		363	110	46	23	41	253	108
		48	25	8	9	8	23	3
		27	8	3	2	3	19	18
%	総病家不明	100	32.6	13.0	7.7	11.9	67.4	—
		100	30.3	12.7	6.3	11.3	69.7	—
		100	52.1	16.7	18.7	16.7	47.9	—
		100	29.6	11.1	7.4	11.1	70.4	—

%、品物を与えるもの 7.7%、現金か品物か不明のもの 11.9% となつている。

これを病院と家庭別に分けて観察してみると与える比率は家庭が 52.1%、病院が 30.3%で家庭の方が高い。しかし第4項(ロ)の所定給与以外の現金給与の項でふれたように、その金額は家庭よりも病院の方がやや上廻つている。(第 54 表参照)

4. 「どの紹介機関がよいと思いますか」に対する回答

回答のあつたもの 421 についてみると(第 69 表)、安定所委託寮がよいといわれるもの 153 で最も多く、つぎに私営 106、労組 81、安定所 54 となつている。尚不明又は無記入が 146 あるが、この中には他の紹介機関に申込んだことがないからわからないというのが相当数あつた。

よいと思う理由を分析して質問したが、その結果は総体的に派遣が早いこと、病状に適した人を派遣することが求人側に於て強く要望されていた。(第 69 表)

第 69 表 「どの紹介機関がよいと思いますか」に対する回答数

1951年5月 婦人少年局調

	総 数	安 定 所	安 定 所 委 託 寮	私 営 紹 介 所	労 働 組 合	そ の 他	不明又は無記入
実 数	421	54	153	106	81	27	146
1. 派遣が早い	150	20	54	32	40	4	—
2. 病状に適した人を派遣する	65	14	23	13	8	7	—
3. いずれの紹介機関も良いと思わない	5	1	2	—	—	2	—
4. 其 の 他	14	4	1	1	1	7	—
1 と 2	187	15	73	60	32	7	—
無 記 入	146	8	14	5	3	3	146
%	100	100	100	100	100	100	—
1. 派遣が早い	35.6	37.0	35.3	30.2	49.3	14.8	—
2. 病状に適した人を派遣する	15.4	25.9	15.0	12.3	9.9	25.9	—
3. いずれの紹介機関も良いと思わない	1.2	1.9	1.3	—	—	7.5	—
4. 其 の 他	3.3	7.4	0.7	0.9	1.2	25.9	—
1 と 2	44.4	27.8	47.7	56.6	39.5	25.9	—
無 記 入	—	—	—	—	—	—	—

5. 「どの紹介機関の派出看護婦がよかつたと思いますか」に対する回答

回答のあつた 440 についてみると(第 70 表)、安定所委託寮が 177、私営が 128、労働組合が 84、安定所が 51 となつていて大体 5 項の「どの紹介機関がよいと思いますか」の回答と同じ傾向を示している。

不明又は無記入の中には他の紹介機関の派出看護婦を知らないため比較ができないとするものがあつた。

その理由に対して(イ)病状に適していた。(ロ)技術が優秀であつた。(ハ)信頼できた。(ニ)親切であつた、の 4 項目をもうけて回答をもとめたが、イ、ロ、ハ、ニともによかつたとするものについて

紹介機関別にみると私営が最高で66%、次に委託寮安定所であり、組合が比較的低い率を示している。
尙特に技術が優秀であつたと(ロ)のみ取上げて回答したものは各紹介機関ともになかつた。(第70表)

第70表 「どの紹介機関の派出看護婦がよかつたと思いますか」に対する回答数

1951年5月 婦人少年局調

	総 数	安 定 所	安 委 託 寮	私 営 所	労働組合	不明又は 無 記 入
総 数	440	51	177	128	84	127
イ 病症に適していた	19	2	12	2	3	—
ロ 技術が優秀であつた	—	—	—	—	—	—
ハ 信頼出来た	29	1	10	9	9	—
ニ 親切であつた	43	4	16	5	18	—
イ ロ	2	—	—	2	—	—
イ ハ	10	2	6	—	2	—
イ ニ	13	1	4	5	3	—
ロ ハ	5	1	—	2	2	—
ロ ニ	5	1	—	1	3	—
ハ ニ	17	4	7	3	3	—
イ ロ ハ	6	—	3	3	—	—
イ ロ ニ	5	—	2	3	—	—
イ ハ ニ	32	4	14	9	5	—
ロ ハ ニ	8	—	3	5	—	—
イ ロ ハ ニ	246	31	100	79	36	—
其 の 他	—	—	—	—	—	—
不明又は無記入	127	—	—	—	—	127

6. 求人側の希望又は意見

求人側 567 名中回答記入のあつた 183 名の希望には意見についてみると、

公共職業安定所に対して

派遣を速かにするため事務手続の簡略を望む	21
日曜、祭日の派遣を望む	13
無責任な看護婦がないよう採用時の選衡の慎重を望む	9
希望条件にそわない人を派遣しないよう望む	4
病症に適した人が派遣された	3
官庁気分がして利用しにくい(親切に紹介する事を望む)	4
紹介事業は安定所一本に統一することが望ましい	2

公共職業安定所委託寮に対して

寮長は経験者であるため安心して申込める	10
---------------------	----

派遣先の巡回を望む	3
派出看護婦の再教育を望む	3
病症に適した人の派遣を望む	2
連絡後派遣が早かつた	3
安定所と連絡を良くとること	2
寮費はできるだけ安くすること	1
安心感がうすい	3

私営職業紹介所に対して

患者は手数料を支払わねばならぬので負担となる	13
派遣を依頼しても遅延している	5
派遣が早い	1
夜間休日でも間に合う便利がある	1
手続が簡略である	1
運営者の人格を信用し安心して申込める	6
病症に適した人の派遣を望む	6

派出看護婦に対して

親切で信頼でき感謝している	39
看護婦としての知識技術の修得を希望する	32
技術が優秀で経験のある人を望む	16
親切に気持よく働いてほしい(円満な人格の人)	23
みだしなみを清潔にしてほしい(白衣服の着用)	25
業務に忠実であつてほしい(勝手に患者からはなれない事)	18
長期療養の場合でも全快する迄交代しないよう望む	1
健保労災保険の患者に対し差別待遇がみられる	3
患者の貧富に対し差別待遇がみられる	1
受持患者が二人以上の場合患者に差別をつけない事	1
病院、家庭等、派遣先により好みをしないよう望む	1
派遣が決つたら早急にきてほしい	2
職業意識が強い	3
病院看護婦と派出看護婦間の融和が望ましい	1

其 の 他

特別健康保険加入の措置及び医療保障制度の確立	6
派出看護婦の労働時間を制限すべきである	6
派出看護婦にも定休日が必要である	2
18 才未満及び 60 才以上の派出看護婦は業務上無理である	1

健保療養の場合派出看護婦の給料は早急に支払ってもらいたい	
(3ヶ月位遅れる)	1
看護料金は話合で定められる様巾をもたせてほしい	2
派出看護婦の能力以上に担当患者を多くもたせないこと	2
派出婦との区別をはつきりつけてもらいたい	1
派出看護婦に等級を必要とする	3

附 録

(附 録)

第1表 調査各紹介機関別登録派出
看護婦一カ月平均稼働日数

1951年4月

	安定所	私 営 紹 介 所	労働組合
群馬	A	11.7	—
	B	無記入	—
	O	—	14
千葉	D	17	—
	E	—	20
	F	—	23.5
	G	—	25
	H	—	21
東京	I	25	—
	J	22	—
	K	—	26
	L	—	24.6
	M	—	27
愛知	N	—	13
	O	23	—
	P	21	—
	Q	—	12
三重	R	—	—
	S	—	10
	T	—	25
	U	—	15
京都	V	18.5	—
	W	20.5	—
	X	—	14
	Y	—	19.5
	Z	—	14.5
	A'	—	20
大阪	B'	12	—
	C'	—	15
	D'	—	20
	E'	—	22.5
	F'	—	25
兵庫	G'	30	—
	H'	—	20
	I'	—	20
愛媛	J'	—	17
福岡	K'	20	—
	L'	26	—

第2表 調査各紹介機関別一カ月平均賃金

1951年4月

	安定所	私 営 紹 介 所	労働組合
群馬	A	2,000	—
	B	無記入	—
	C	—	2,720
千葉	D	4,574	—
	E	—	5,000
	F	—	4,793
	G	—	3,507
	H	—	6,500
東京	I	無記入	—
	J	4,705	—
	K	—	6,166.40
	L	—	4,952
	M	—	5,656
愛知	N	—	4,592
	O	6,282	—
	P	5,400	—
	Q	—	2,774
三重	R	—	—
	S	—	2,248.80
	T	—	5,770
	U	—	3,537
京都	V	3,700	—
	W	2,460	—
	X	—	3,500
	Y	—	5,250
	Z	—	3,625
	A'	—	5,000
大阪	B'	3,230	—
	C'	—	3,375
	D'	—	6,000
	E'	—	5,760
	F'	—	5,550
兵庫	G'	7,900	—
	H'	—	4,600
	I'	—	4,500
愛媛	J'	—	3,415
福岡	K'	2,140	—
	L'	4,000	—

第5表 紹介機関別、月別稼働日数別、派出看護婦数及び平均稼働日数
(1) 1 月

1951年5月婦人少年局調

稼働日数別	実数				%			
	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合
平均稼働日数	23.0	23.0	22.6	24.8	—	—	—	—
総数	454	233	181	40	100	100	100	100
5日未満	6	3	2	1	1.3	1.3	1.1	2.5
5日～9日	24	14	10	—	5.3	6.0	5.5	—
10日～14日	40	22	16	2	8.8	9.4	8.8	5.0
15日～19日	41	24	16	1	9.0	10.3	8.8	2.5
20日～24日	112	47	52	13	24.7	20.1	28.7	32.5
25日以上	231	123	85	23	50.9	52.8	47.0	57.5
不明又は無記入	157	84	70	3	—	—	—	—

(2) 2 月

稼働日数別	実数				%			
	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合
平均稼働日数	22.6	22.6	22.5	23.3	—	—	—	—
総数	466	239	187	40	100	100	100	100
5日未満	2	1	1	—	0.4	0.4	0.5	—
5日～9日	18	9	7	2	3.9	3.8	3.7	5.0
10日～14日	33	15	16	2	7.1	6.3	8.6	5.0
15日～19日	53	27	20	6	11.4	11.3	10.7	15.0
20日～24日	110	62	42	6	23.6	25.9	22.5	15.0
25日以上	250	120	101	24	53.6	52.3	54.0	60.0
不明又は無記入	145	78	64	3	—	—	—	—

(3) 3 月

稼働日数別	実数				%			
	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合
平均稼働日数	24.6	24.3	24.4	26.7	—	—	—	—
総数	491	249	201	41	100	100	100	100
5日未満	4	4	—	—	0.8	1.6	—	—
5日～9日	15	7	8	—	3.1	2.8	4.0	—
10日～14日	24	11	11	2	4.9	4.4	5.5	4.9
15日～19日	52	28	22	2	10.6	11.3	10.9	4.9
20日～24日	98	53	38	7	19.9	21.3	18.9	17.1
25日以上	298	146	122	30	60.7	58.6	60.7	73.1
不明又は無記入	120	68	50	2	—	—	—	—

第6表 紹介機関別一人当たり現金給与月額別
派出看護婦数及び平均給与月額

(1) 1 月 1951年5月 婦人少年局調

	実数				%
	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合	
平均給与月額	5,803	5,650	5,785	6,773	—
総数	450	229	181	40	100
500円未満	1	1	—	—	0.2
1,000〃	5	2	2	1	1.1
2,000〃	24	16	8	—	5.3
3,000〃	20	8	11	1	4.4
4,000〃	48	30	16	2	10.7
5,000〃	59	34	25	—	13.1
6,000〃	58	27	24	7	12.9
7,000〃	79	38	31	10	17.6
8,000〃	77	35	31	11	17.1
9,000〃	43	17	26	—	9.6
10,000〃	25	13	5	7	5.6
10,000円以上	11	8	2	1	2.4
不明又は無記入	161	88	70	3	—

(2) 2 月 1951年5月 婦人少年局調

	実数				%
	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合	
平均給与月額	5,649	5,467	5,742	6,280	—
総数	460	233	187	40	100
500円未満	3	3	—	—	0.6
1,000〃	1	1	—	—	0.2
2,000〃	18	10	8	—	3.9
3,000〃	27	13	12	2	5.8
4,000〃	38	21	16	1	8.3
5,000〃	64	38	19	7	13.9
6,000〃	102	54	41	7	22.2
7,000〃	61	32	25	4	13.3
8,000〃	92	42	42	8	20.0
9,000〃	38	12	16	10	8.3
10,000〃	11	3	7	1	2.4
10,000円以上	5	4	1	—	1.1
不明又は無記入	151	84	64	3	—

(3) 3 月 1951年5月 婦人少年局調

	実数				%
	総数	安定所	私営 紹介所	労働 組合	
平均給与月額	6,114	5,809	6,295	7,122	—
総数	487	247	201	39	100
500円未満	1	1	—	—	0.2
1,000〃	5	4	1	—	1.0
2,000〃	8	5	3	—	1.6
3,000〃	24	12	11	1	4.9
4,000〃	40	21	17	2	8.2
5,000〃	61	36	24	1	12.5
6,000〃	76	44	26	6	15.6
7,000〃	80	47	29	4	16.4
8,000〃	89	46	30	13	18.3
9,000〃	61	13	47	1	12.5
10,000〃	30	10	9	11	6.2
10,000円以上	12	8	4	—	2.5
不明又は無記入	124	70	50	4	—

第7表 紹介機関別一人当り現金給与日額別
派出看護婦数及び平均給与日額

(1) 1 月 1951年5月 婦人少年局調

	実 数				%
	総数	安定所	私 営 紹介所	労働 組合	
平均日額給与	249	240	255	278	—
総 数	450	229	181	40	100
100円未満	1	1	—	—	0.2
110 //	1	1	—	—	0.2
120 //	—	—	—	—	—
130 //	1	1	—	—	0.2
140 //	—	—	—	—	—
150 //	1	1	—	—	0.2
160 //	3	1	2	—	0.7
170 //	7	4	3	—	1.6
180 //	2	—	2	—	0.4
190 //	12	12	—	—	2.7
200 //	3	—	3	—	0.7
210 //	104	67	36	1	23.1
220 //	12	8	4	—	2.7
230 //	19	8	10	1	4.2
240 //	23	18	5	—	5.1
250 //	10	4	5	1	2.2
260 //	82	25	35	22	18.2
270 //	37	28	8	1	8.2
280 //	22	6	15	1	4.9
290 //	14	3	10	1	3.1
300 //	13	1	12	—	2.9
310 //	46	25	11	10	10.2
320 //	5	2	2	1	1.1
330 //	6	1	5	—	1.3
340 //	5	2	3	—	1.1
350 //	4	1	3	—	0.9
360 //	—	—	—	—	—
370 //	5	5	—	—	1.1
380 //	3	1	2	—	0.7
390 //	4	1	3	—	0.9
400 //	—	—	—	—	—
400円以上	5	2	2	1	1.1
不明又は無記入	161	88	70	3	—

(2) 2 月 1951年5月 婦人少年局調

	実 数				%
	総数	安定所	私 営 紹介所	労働 組合	
平均日額給与	250	238	258	277	—
総 数	458	231	187	40	100
100円未満	4	4	—	—	0.9
110 //	1	1	—	—	0.2
120 //	1	1	—	—	0.2
130 //	1	—	1	—	0.2
140 //	2	—	2	—	0.4
150 //	—	—	—	—	—
160 //	3	1	2	—	0.7
170 //	7	5	2	—	1.5
180 //	2	—	2	—	0.4
190 //	9	7	2	—	2.0
200 //	7	6	1	—	1.5
210 //	98	64	33	1	21.4
220 //	17	6	11	—	3.7
230 //	15	7	7	1	3.3
240 //	26	20	5	1	5.7
250 //	2	2	—	—	0.4
260 //	74	25	30	19	16.2
270 //	46	29	13	4	10.0
280 //	29	6	23	—	6.3
290 //	11	3	8	—	2.4
300 //	10	—	10	—	2.2
310 //	57	28	18	11	12.4
320 //	2	1	1	—	0.4
330 //	10	4	4	2	2.2
340 //	4	—	4	—	0.9
350 //	3	3	—	—	0.7
360 //	3	2	1	—	0.7
370 //	4	3	1	—	0.9
380 //	—	—	—	—	—
390 //	4	1	3	—	0.9
400 //	—	—	—	—	—
400円以上	6	2	3	1	1.3
不明又は無記入	153	86	64	3	—

(3) 3 月

1951年5月 婦人少年局調

	実 数				%
	総 数	安定所	私 営 紹介所	労働 組合	
平均日額給与	251	243	257	264	—
総 数	486	246	201	39	100
100円未満	1	1	—	—	0.2
110 //	—	—	—	—	—
120 //	—	—	—	—	—
130 //	1	1	—	—	0.2
140 //	—	—	—	—	—
150 //	1	1	—	—	0.2
160 //	3	—	3	—	0.6
170 //	9	8	1	—	1.9
180 //	4	—	3	1	0.8
190 //	7	6	1	—	1.5
200 //	1	1	—	—	0.2
210 //	109	75	33	1	22.4
220 //	18	6	11	1	3.7
230 //	14	8	6	—	2.9
240 //	29	20	9	—	6.0
250 //	13	7	5	1	2.7
260 //	83	27	36	20	17.1
270 //	38	24	13	1	7.8
280 //	30	7	23	—	6.2
290 //	18	6	11	1	3.7
300 //	15	2	13	—	3.1
310 //	55	30	13	12	11.3
320 //	3	—	3	—	0.6
330 //	3	1	1	1	0.6
340 //	7	5	2	—	1.5
350 //	4	3	1	—	0.8
360 //	3	1	2	—	0.6
370 //	4	2	2	—	0.8
380 //	1	1	—	—	0.2
390 //	5	—	5	—	1.0
400 //	1	—	1	—	0.2
400円以上	6	3	3	—	1.2
不明又は無記入	125	71	50	4	—

第8表 派出看護婦実態調査

(昭和26年5月末現在) 厚生省医務局調

都道府県名	派出看護婦数						看護料金(1日当)		伝染病		死後の 処置料	徹勤 手	夜勤 手当	看護婦1 名で患者 2名以上 を接待した 場合
	公共職業安定所			私営職業紹介所			一般	普通	法定					
	登録 数	安 所 託 数	委託 寮 に 住 居 する 者 数	登録 数	紹介 業者 数	寮に 住 居 する 者 数								
北海道	17	1	1	—	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—
青森	27	0	0	—	—	—	27	160~200	200~250	—	—	—	—	—
岩手	17	1	5	—	—	—	17	180~200	230~350	—	—	2割増	5割増	5割増
宮城	54	0	0	—	—	—	54	150~200	200~250	250	—	—	2割増	2割増
秋田	8	0	0	—	—	—	8	130	150	200	—	—	2割増	2割増
山形	59	0	0	—	—	—	59	120	150~200	—	—	—	2割増	2割増
福島	80	5	51	28	1	3	108	180~200	230~250	280~300	—	—	2割増	2割増
茨城	18	0	0	61	4	16	79	230	260	280	—	3割増	3割増	3割増
栃木	77	9	36	—	—	—	77	165	205	—	—	—	2割増	2割増
群馬	82	0	0	18	1	2	100	250	280~560	—	—	2割増	2割増	2割増
埼玉県	113	0	0	—	—	—	113	200	250	—	—	3割増	3割増	3割増
千葉県	60	8	53	163	8	63	223	230~250	300~500	—	—	—	2割増	2割増
東京都	805	78	705	829	27	650	1,634	200	260	—	—	—	2割増	2割増
神奈川	24	6	3	213	9	164	237	200~260	260~320	—	—	3割増	3割増	3割増
新潟	71	4	15	—	—	—	71	180	210~250	—	—	2割5分増	2割5分増	2割5分増
富山	25	0	0	61	1	11	86	200~250	250~350	—	—	3割増	3割増	3割増
石川	64	0	0	—	—	—	64	250	300	360	—	—	2割増	2割増
福井	16	0	0	—	—	—	16	200	280	—	—	—	2割増	2割増
山梨	0	0	0	45	2	0	45	230	一般の3割増	—	—	3割増	3割増	3割増
長野	106	0	0	—	—	—	106	110~150	—	—	—	2割増	2割増	2割増
岐阜	7	1	0	23	1	0	30	180~200	140~180	1日の日当	—	—	2割増	2割増
愛知	63	13	17	145	7	51	208	200	225~250	400	—	—	2割増	2割増
三重	23	0	0	331	4	98	354	250	250	—	—	2~5割増	2割増	2割増
滋賀	2	0	0	53	5	6	55	—	—	—	—	—	—	—
京都	28	0	0	28	2	25	56	220	280~330	—	—	—	3割増	3割増
大阪	26	0	0	79	6	22	105	250	280 300	—	—	—	2割増	2割増
兵庫	1	0	0	248	10	145	249	380	400 450	—	—	—	2割増	2割増
奈良	17	22	2	421	17	205	438	200	200 250~300	—	—	—	2割増	2割増
和歌山	8	0	0	26	2	16	34	250	270 500	200	—	—	2割増	2割増
鳥取	10	1	3	62	4	0	72	230	250 300	500以上	—	—	2割増	2割増
島根	11	0	0	13	2	3	24	—	—	—	—	—	—	—
岡山	18	0	0	65	3	7	83	150	200~230	1日の日当	—	—	3割増	3割増
広島	33	0	0	46	1	0	79	150	170~220	300	—	—	2割増	2割増
山口	73	8	64	22	1	9	95	150	170 195~220	—	—	2~5割増	2割増	2割増
徳島	20	0	0	111	10	30	131	150	170 190~220	—	—	5割増	5割増	5割増
香川	3	0	0	12	1	3	15	180	200 230~500	2割増	—	—	2割増	2割増
愛媛	18	0	0	41	2	5	59	200	240 300~400	200	—	—	3割増	3割増
高松	—	—	—	—	—	—	—	160~200	180~300	日当の倍額	—	—	—	—
福岡	37	1	13	—	—	—	37	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	156	36	107	—	—	—	156	220	230~600	350	—	5割増	5割増	5割増
熊本	6	3	5	—	—	—	6	180	200 230 340	250~500	—	—	2割増	2割増
大分	46	5	19	53	2	47	99	120~150	130~160 140~200	360	—	—	2割増	2割増
宮崎	29	3	14	—	—	—	29	120	140~150	1日の日当	—	—	2割増	2割増
鹿児島	27	5	19	19	2	14	46	180	200	230	—	—	2割増	2割増
沖縄	9	0	0	—	—	—	9	150~165	200 220	—	—	—	—	—
計	2,405	210	1,132	3,216	135	1,595	5,621	—	—	—	—	—	—	—

備考 上記の外(愛知県に組合組織のもの1カ所あり会員81名)
 (1)看護婦数についてはこの他に登録によらず各自が直接患者と交渉就職せる者のあることが考えられるがその数を把握することは困難である。
 (2)派出勤務中の看護婦の食費、寝具料及び患者への往復旅費(実費)は患者の負担。
 (3)寮に居住せるの寮費を東京都に於て調査した結果は安定所指定寮(事務費等を含む)月額750円、紹介業者の寮にあつては400~500円と規定している。

安定所 No.

派出看護婦労働実態調査

安定所調査票 様式-A

労働省婦人少年局

都道府県名

調査期日	調査担当者職氏名印	面会者職氏名
昭和26年 月 日		

I 概 況

(1) 安定所名	
(2) 所在地	(3) 電話
(4) 派出看護婦のための委託宿舎数	
(5) 登録派出看護婦数	(イ) 総数 人 (ロ) 有資格者数 人 (ハ) 無資格者数 人 (ニ) 委託宿舎居住者数 人 (ホ) 自宅居住者数 人
(6) 求人数	26年1月 人 2月 人 3月 人 4月 人

(7) 就 職 者 数	(イ)総数	26年1月	人	2月	人	3月	人	4月	人
	(ロ)病院	26年1月	人	2月	人	3月	人	4月	人
	(ハ)家庭	26年1月	人	2月	人	3月	人	4月	人
(8)新登録者数		26年1月	人	2月	人	3月	人	4月	人
(9)脱退者数		26年1月	人	2月	人	3月	人	4月	人

安定所 No.

Ⅱ 紹 介

(10) 派出看護婦の 紹介業務担当者	(1)係 名	
	(2)担当者総数	
	①専 任	人
	(3)兼任	人
	(4)看護婦の資格を有する者	人
	(5)看護婦の経験を有する者	人

(11) 名札、就労点検簿 等の備付の有無	(1)名 札 (あり なし)
	(2)就労点検簿 (あり なし)
	(3)そ の 他 ()
(12) 受 付 手 段	(1)電話(%) (2)来所(%) (3)文書(%)
(13) 受 付 経 路	(1)患家(病院、家庭)(%) (2)取次(委託宿舎、病院、その他)(%)
(14) 紹介方法	(1)職番制 適任者 その他()
	(2)無資格者紹介の有無 (あり なし)
	(3)携帯文書 ()
	(4)委託宿舎との連絡方法 (電話 %、直接 %、文書 %、その他() %)
	(5)自宅居住者との連絡方法 (電話 %、直接 %、文書 %、その他() %)
(15) 夜間日曜 等における紹介	(1)管轄地外への派遣の有無 (あり なし)
	(1)担 当 者 (宿直 日直 常直 その他())
	(2)委託宿舎との連絡方法 (電話 %、直接 %、文書 %、その他() %)
	(3)自宅居住者との連絡方法 (電話 %、直接 %、文書 %、その他() %)
	(4)委託宿舎との爾後報告
(16) 求人開 拓方法	(1)携帯文書取扱方法
	(2)そ の 他
(16) 求人開 拓方法	(1)病院廻り %、(2)家庭廻り %、(3)広告 %、(4)その他 %

安定所 No.

Ⅲ 労 働 条 件

(17) 所 定 賃 金 率								
(18) 先一ヶ月賃金	総額	円	最高	円	最低	円	平均	円
(19) 先一ヶ月 稼働日数	総延日数	日	最高	日	最低	日	平均	日
	稼働人員	人						

Ⅳ そ の 他

(20) 紹介担当者 の 意 見	
(21) 備 考	
(22) 調査員の意見 又 は 感 想	

委託宿舎 No.

派出看護婦労働実態調査

安定所委託宿舎調査票 様式一B

労働省婦人少年局

都道府県名

調査期日	調査担当者職氏名印	面会者職氏名
昭和26年 月 日	(1)	(2)

I 概 況

(1) 委託宿舎名	(2) 経営者氏名
(3) 所在地	(4) 電 話
(5) 前経営形態	(イ) 派出看護婦会 (ロ) 派出婦会 (ハ) その他()
(6) 現経営者	(イ) 性別(男女) (ロ) 年齢(満) 才 (ハ) 前歴(派出者看護婦会長、同役員 その他()) (ニ) 看護婦の資格の有無(あり なし) (ホ) 看護婦の経験の有無(あり (年 カ月) なし)

委託宿舎 No.

II 宿 舎

(7) 部屋数	(8) 総 量 数
(9) 居住者数	1 総 数 (イ) 派出看護婦 人 (ロ) 派出婦数 人 (ハ) その他 人 (ニ) 隊働者数 人 (ホ) 残留者数 人
(10) 新入者数	26年1月 人 2月 人 3月 人 4月 人
(11) 脱退者数	26年1月 人 2月 人 3月 人 4月 人
(12) 1月宿舎費	宿泊している場合 隊働している場合 (イ) 総 額 円 (ロ) 総 額 円 (ハ) 部屋代(寮費) 円 (ニ) 部屋代(寮費) 円 (イ) 雑 費 計 円 ガス代、水道料、電気代 衛生費、電話料、配給物資受領代、その他() 計 円 (ニ) 食 費 賄付(朝 円、昼 円、夜 円) (ハ) 雑 費 物品保管料 自炊 その他() (ホ) 布団代 1 回 円
(13) 自治組織の有無(あり なし)	

委託宿舎 No.

III 安定所との関係

(14) 安定所から紹介の連絡があつた場合の措置	(イ) 安定所から指定してきた場合 (ロ) 指名されない場合
(15) 直接宿舎に求人申込のあつた場合の措置	(イ) 安定所に連絡して派遣 (ロ) 派遣してから安定所に連絡 (ハ) その他
(16) その他安定所との関係	

委託宿舎 No.

VI 労働条件

(17) 先一ヶ月隊働日数	総延日数 日 最高 日 最低 日 平均 日
	隊働人員 人

V その他

(18) 派出看護婦の教育についての措置	
(19) 宿舎経営者の意見	
(20) 備 考	
(21) 調査員の意見又は所感	

私営紹介所 No.

派出看護婦労働実態調査

私営紹介所調査票 様式-C

労働省婦人少年局

都道府県名 No.

調査期日	調査担当者職氏名印	面会者職氏名
昭和26年 月 日		

I 概 況

(1) 私営紹介所名	(2) 代表者 (i)氏 名
(3) 創立年月日	(ii)資格者の有無(有 無)
(4) 所 在 地	(5) 電 話 (i)経験の有無(有(年 月)無)
(6) 登録派出看護婦数	(i)総 数 (ii)有資格者数 人 (iii)無資格者数 人 (iv)宿舍居住者数 人 (v)自宅居住者数 人
(7) 求 人 数	26年1月 人 2月 人 3月 人 4月 人
(8) 就職者数	(i)総数 26年1月 人 2月 人 3月 人 4月 人 (ii)病院 26年1月 人 2月 人 3月 人 4月 人 (iii)家庭 26年1月 人 2月 人 3月 人 4月 人
(9) 新登録者数	26年1月 人 2月 人 3月 人 4月 人
(10) 脱退者数	26年1月 人 2月 人 3月 人 4月 人

私営紹介所 No.

II 入 会 及 び 脱 退

(11) 入会手続	(i)資 格 (ii)入会金(要 円 不要) (iii)保証金(要 円 不要) (iv)提出書類(契約書 免許証 履歴書 戸籍抄本 其の他)() そ の 他
(12) 会員としての義務	(i)会 費 1 カ月 円 (ii)義務期間の有無(あり 年 なし) (iii)そ の 他
(13) 脱退手続	(i)脱退の際の措置 (ii)脱退後の義務

私営紹介所 No.

宿 舎

(14) 所在地	(15) 電話
(16) 部屋数	(17) 総 量 数 量
(18) 居住者数	(i)総 数 人 (ii)派出看護婦数 人 (iii)派出婦数 人 (iv)その他 人 (v)稼働者数 人 (vi)残留者数 人
(19) 1月宿舍費	宿泊している場合 稼働している場合 (i)総 額 円 (ii)総 額 円 (iii)部屋代(寮費) 円 (iv)部屋代(寮費) 円 (v)雑費 計 円 ガス代、水道料、電気代、衛生費、電話料、配給物資受配料、その他 (vi)食費 計 円 配給物資受配料、物品保管料、その他() (vii)自炊 円 (viii)布団代 1 回 円
(20) 自治組織の有無(あり なし)	

私営紹介所 No.

IV 紹 介

(21) 紹介担当者	(i)総 数 人 (うち同居の親族 人) (ii)専 住 人 (iii)兼 住 人 (iv)有資格者 人 (v)経 験 者 人
(22) 名 札 就労点検簿等の備付の有無	(i)名 札 (あり なし) (ii)就労点検簿 (あり なし) (iii)そ の 他 ()
(23) 受付手段	(i)電 話 (ii)来 所 (iii)文 書
(24) 受付経路	(i)患 家 (ii)取 次(委託)宿舎 病院 その他() (iii)輪 番 制 (iv)適 任 者 (v)そ の 他()
(25) 紹介方法	(i)無資格者紹介の有無(あり なし) (ii)携帯文書() (iii)管轄地外への派遣の有無(あり なし)
(26) 夜間における紹介	(i)担 当 者 (ii)そ の 他
(27) 手数料	(i)受付手数料 求人1件 円 求職の受付月 額 円 (ii)紹介手数料 求人1件 円(賃金総額の %) 求職の紹介 額 円(賃金総額の %)
(28) 求人開拓方法	(i)病院廻り % (ii)個人得意先廻り % (iii)広告 % (iv)その他() %

私営紹介所 No.

V 労 働 条 件

(29) 所定賃金率						
(30) 先一ヶ月賃金	総額	円	最高	円	最低	円 平均
(31) 賃金受領方法	(イ)本人 (ロ)この紹介所を通じて本人 (ハ)その他()					
(32) 先一ヶ月稼働日数	総延日数	日	最高	日	最低	日 平均
	稼働人員	人				
(33) 派出看護婦の療養についての措置						
(イ)業務上(負傷 疾病 死亡)						
(ロ)業務外(負傷 疾病 死亡)						
(24) 派出看護婦の教育についての措置						

私営紹介所 No.

Ⅱ そ の 他

(35) 希望又は意見	
(36) 備 考	
(37) 調査担当者意見又は感想	

整理番号 ※

派出看護婦労働実態調査

派出看護婦調査票 様式-D

労働省婦人少年局

調査の目的

国民の保健のため仿いてしらすみさんの労働のありのままの様子を知り、その労働条件の改善のために必要な資料といたしたいと存じます。何卒御協力下さい。

記入の方法

- 印のところは適当なものをえらんで●のようにぬりつぶして下さい。
- ()の中には必要なことばを記入して下さい。
- あなたの名前はいりません。
- ※印の欄は何も書かないで下さい。

記入年月日 昭和(26)年()月()日

- 登録先はどこですか。

名 称 ()
所在地 (都府県 市 町村 番地)
電 話 (局 番)

- 登録先をえらんだ理由。

()

- 登録先をかえたことがありますか。

○あ り(理由)
○な し()

- どんな経路で派遣されますか。

○輪番制
○安定所からの指名
○求人側(病院又は患家)からの指名
○会長又は委託寮管理者が適任者をえらぶ
○本人の希望
○その他

- 手数料はいくらですか。

○受付手数料(受付の都度)()円 月 額()円
○紹介手数料 ()円 賃金総額の()割
○自宅居住者の連絡料1回 ()円 月 額()円
○その他 ()

- 入会手続と脱会手続について。

イ 入会にはどのような資格が必要ですか。 ○免許証必要 ○免許証不要

※

1.

2.

3.

4.

5.

6.

イ

- ロ 入会金が必要ですか。○要()円 ○不要
 ハ 保証金が必要ですか。○要()円 ○不要
 ニ 入会に必要な書類は次のどれですか。
 　○契約書 ○看護婦免許証 ○履歴書 ○戸籍抄本 ○その他
 ホ 脱会の時はどのような手続が必要ですか。○書類 ○口頭 ○その他
 7. 会員としての義務について。
 　イ 会費はいくらですか。(寮費とは別に払込むもの) 1ヶ月()円
 　ロ 義務期間がありますか。○あり()年 ○なし
 　ハ 脱会後の義務がありますか。○あり() ○なし
 　ニ 旧看護婦会で働きながら検定試験に合格しましたか。
 　　○合格した
 8. あなたの資格と経験について。
 　イ 資格をとつた方法は次のどれですか。
 　　○実地に看護婦の仕事をしてから検定試験に合格した。
 　　○一年制の看護婦養成所を卒業し検定試験に合格した。
 　　○二年制の看護婦養成所卒業と同時に無試験検定をとつた。
 　　○高女を卒業し三年制の看護婦養成所卒業と同時に無試験検定をとつた。
 　　○その他
 　ロ 看護婦としての経験年数()年 ()月
 9. あなたの年齢 満()才
 10. あなたの学歴
 　○小学校卒 ○高等小学校卒(年中退) ○新制中学校卒(年中退)
 　○旧制女学校卒(年中退) ○新制高校卒(年中退)
 　○旧制専門学校卒(年中退) ○旧制大学卒(年中退)
 11. 配偶関係 ○未婚 ○有配偶 ○死別、離別、別居
 12. 子女の有無
 　○あり()人 その中16才未満の子 ○あり()人 ○なし
 　○なし 不具の子 ○あり()人 ○なし
 13. あなたの家計を主になつて支えている人 ○自分 ○自分以外
 14. 宿舎について
 　イ ○寄宿舎(寮)ですか。 ○自宅ですか。
 　ロ 先月一ヶ月間の宿舎の費用はいくらでしたか。(会費及布団代は除く)

寮費総額	円
イ 部屋代	円
ロ 雑費	計(円) ☐ ガス代 ☐ 水道料 ☐ 電気代 ☐ 衛生費 ☐ 電話料 ☐ 配給物資受配料 ☐ 物品保管料 ☐ その他()

- ハ 派出勤務中寮費及雑費の控除がありますか。
 ○あり 寮費 () 日以上派出勤務中の場合()割控除
 雑費 () " () "
 ○なし
- ニ 食費について 1 日()円
 ○賄付 朝食()円 昼食()円 夜食()円
 ○自炊 (外食者もふくむ)
- ホ 布団代について 1 回()円
15. 業務内容について
- イ 現在の勤務先 ○患家 ○病院(診療所を含む)
- ロ あなたが現在受持つている患者数()人
- ハ 患者の病名()
- ニ 次の表のなかであなたのしている仕事を午前、午後、夜にわけて○印を記入して下さい。

※	仕 事 の 種 類	午前	午後	夜	仕 事 の 種 類	午前	午後	夜	※
	1 ベットの整頓				9 排泄物の処理				
	2 患者の洗顔				10 カルテの記入				
	3 患者の毛髪手入				11 特別食の調理調乳				
	4 患者の身体清掃				12 病室の掃除整頓				
	5 病 衣 交 換				13 患者の衣類の洗濯				
	6 検 温、検 脈 そ の 他 測 定				14 使用者のお使				
	7 授 薬				15 使用者の家事				
	8 医師の命令による処 置(注射洗腸温布等)				16 そ の 他				

16. 労働時間について
イ 昨日からはじめて過去一週間のあなたの労働時間と睡眠時間を思い出して、下の表に書き入れて下さい。
書き入れかたは下の記入例のように、

睡眠時間			休憩			労働時間			休憩			労働時間			休憩			睡眠時間																							
.....>			<.....												<.....																										
日			付			午			前			午			後			時																							
						0			2			3			4			5			6			7			8			9			10			11			12		
1	()	月()	()	日()	()	曜																																			
2	()	月()	()	日()	()	曜																																			
3	()	月()	()	日()	()	曜																																			
4	()	月()	()	日()	()	曜																																			
5	()	月()	()	日()	()	曜																																			
6	()	月()	()	日()	()	曜																																			
7	()	月()	()	日()	()	曜																																			
記 入 例							>																											<							

整理番号 ※

- ロ 夜間勤務する時は他の人と交替しますか。○する ○しない
ハ 休日は与えられますか。○あり(先月 日) ○なし

17. 派出勤務に期間の定めがありますか。

○あり()日()週間()月
○なし

18. 賃金について

イ 規定の賃金はいくらですか。

派出料金 1日()円

割増金 患者1名増す毎()割増()円
法定伝染病の場合()〃()円
自宅派遣の場合()〃()円

ロ 食事の給与はありますか。

○あり
○なし 1日()円

ハ 昭和26年1月から4月までの稼働日数と収入について

種 別	月 別	昭和26年 1月分	2月分	3月分	4月分
1	稼働日数	日	日	日	日
2	賃金総額	円	円	円	円
3	所定賃金	現金 円	現金 円	現金 円	現金 円
	以外の収入	品名 約 円	品名 約 円	品名 約 円	品名 約 円
控 除 額	寮 費				
	雑 費				
	会 費				
	特別健康保険料				
	そ の 他				

ニ 賃金の受領はどんな方法ですか。

- 患者又は病院から直接受取る。
○私営紹介所を通じて受取る。
○労働大臣の認可を受けて労働者供給事業を行う労働組合を通じて受取る。
○その他

ホ 賃金受領の期日にとりきめがありますか。

○あり ○定期()日()週()月
○期間満了後
○なし

整理番号 ※

19. 療養保障についての措置はどのようなつていますか。

19.

※	業 務 上 の 場 合				業 務 外 の 場 合				※
	種 別	負 傷	疾 病	死 亡	種 別	負 傷	疾 病	死 亡	
	私営紹介所の負担	○	○	○	私営紹介所の負担	○	○	○	
	病院(診療所)〃	○	○	○	病院(診療所)〃	○	○	○	
	患 家 〃	○	○	○	患 家 〃	○	○	○	
	本 人 〃	○	○	○	本 人 〃	○	○	○	
	特別健康保険組合(半額本人負担)	○	○	○	特別健康保険組合(半額本人負担)	○	○	○	
	そ の 他				そ の 他				

20. あなたの寮では自治組織をもつていますか。

20.

○あり 名称()
設立年月日 昭和()年()月()日
組織人数()人
会 費 1ヵ月()円

○なし

21. あなたの看護婦協会又は労働組合に加入していますか。

21.

○日本助産婦、看護婦、保健婦協会
○臨床看護婦協会
○全国医療従事者組合
○その他の団体 名称()

22. 希望又は意見

22.

- イ 常用看護婦と派出看護婦とどちらがよいと思いますか。
○常用看護婦 その理由()
○派出看護婦 その理由()
ロ 登録先に対する希望
ハ 求人側(患者、病院)に対する希望
ニ その他

整理番号 ※

派出看護婦労働実態調査

求人側調査票様式-E

労働省婦人少年局

調査の目的

国民保健のため働いている派出看護婦の労働実態を知り、派出看護婦紹介事業の実状を調べてその円滑化をはかるための資料といたしたいと存じます。何卒御協力下さい。

記入の方法

- 印のところは適当なものをえらんで●のようにぬりつぶして下さい。
- ()の中に必要なことばを記入して下さい。
- あなたの名前はいりません。
- ※印の欄は何も書かないで下さい。

記入年月日

昭和26年()月()日

- あなたの所在地()都府縣()市区()町村
☐ 病院(診療所を含む)ですか。
☐ 患家ですか。
- 派出看護婦の申込はどこでしたか。
☐ 公共職業安定所又は○安定所委託寮
(名称 所在地)
☐ 私営職業紹介所
(名称 所在地)
☐ 労働大臣の認可をうけて労働者供給事業を行う労働組合
(名称 所在地)
☐ その他
- どんな方法で連絡しますか。
☐ 電話
☐ 直接行く
☐ 文書
☐ その他()
- 夜間又は日曜休日の場合はどこへ申込みますか。
☐ 公共職業安定所又は○安定所委託寮
☐ 私営職業紹介所
☐ 労働大臣の認可をうけて労働者供給事業を行う労働組合
☐ その他()
- 私営職業紹介所の求人手数料はいくらですか。
☐ 受付手数料()円
☐ 紹介手数料()円 賃金総額の()割

整理番号 ※

ハ その他 種類()円

6. 派出看護婦の賃金について

イ 賃金はいくら支払いますか。

派出料金 1日()円

割増金 患者1名増す毎()割増()円

法定伝染病の場合()〃()円

自宅派遣の場合()〃()円

ロ 規定の賃金以外に与えますか。

☐ 与える ☐ 現金()円 ☐ 品物()約 円

☐ 与えない

7. どの紹介機関がよいと思いますか。

イ ☐ 公共職業安定所 ☐ 安定所委託寮

☐ 私営職業紹介所

☐ 労働大臣の認可を受けて労働者供給事業を行う労働組合

☐ その他

ロ その理由

☐ 派遣が早い

☐ 病症に適した人を派遣する

☐ いづれの紹介機関もよいと思わない

☐ その他

8. どの紹介機関の派出看護婦がよかつたと思いますか。

項 目	公共職業安定所	安定所委託寮	私営職業紹介所	労働大臣認可の労働組合	※
イ 病症に適していた	☐	☐	☐	☐	
ロ 技術が優秀であつた	☐	☐	☐	☐	
ハ 信頼できた	☐	☐	☐	☐	
ニ 親切であつた	☐	☐	☐	☐	
ホ その他					

9. 希望又は意見

イ 公共職業安定所に対して()

ロ 安定所委託寮に対して()

ハ 私営職業紹介所に対して()

ニ 派出看護婦に対して()

ホ その他()

昭和27年3月20日 印刷
昭和27年3月25日 発行

派出看護婦の実情

東京都千代田区大手町1丁目7番地

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

東京都中央区新富町1丁目7番地

印刷所 安信舎印刷株式会社